

# 東吾妻町地域防災計画

## 【地震災害対策計画】

東吾妻町防災会議



# 目 次

## 第2部 地震災害対策計画

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 第1編 | 総則                 | 1  |
| 第1節 | 計画作成の趣旨            | 1  |
| 1   | 計画の目的              | 1  |
| 2   | 地域防災計画の策定及び修正      | 1  |
| 3   | 防災会議               | 1  |
| 4   | 計画の構成              | 2  |
| 第2節 | 防災関係機関の事務又は業務の大綱   | 2  |
| 第3節 | 東吾妻町の地震環境          | 3  |
| 1   | 過去の被害地震            | 3  |
| 2   | 地震活動の状況            | 4  |
| 3   | 地表のゆれやすさ           | 6  |
| 第4節 | 被害の想定              | 7  |
| 1   | 想定地震               | 7  |
| 2   | 前提条件               | 9  |
| 3   | 想定結果               | 9  |
| 第5節 | 群馬県地震防災戦略          | 12 |
| 1   | 群馬県地震防災戦略の目標       | 12 |
| 2   | 地震被害を抑止・減少させるための対策 | 13 |
| 第2編 | 地震災害予防計画           | 15 |
| 第1章 | 地震に強い町土づくり         | 15 |
| 第1節 | 地盤災害予防計画           | 16 |
| 1   | 危険箇所の調査            | 16 |
| 2   | 住宅等の安全立地           | 16 |
| 3   | 災害防止工事の促進          | 16 |
| 第2節 | 消火活動体制の整備計画        | 17 |
| 1   | 震災による出火防止          | 17 |
| 2   | 初期消火               | 17 |
| 3   | 消防力の整備             | 17 |
| 4   | 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施 | 18 |
| 第3節 | 建築物等の安全化計画         | 19 |
| 1   | 建築物の耐震性確保          | 19 |

|             |                            |           |
|-------------|----------------------------|-----------|
| 2           | 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保    | 19        |
| 3           | 一般建築物の災害予防                 | 19        |
| 4           | その他の耐震対策                   | 20        |
| 5           | 建物内の安全対策                   | 20        |
| <b>第4節</b>  | <b>ライフライン施設の機能確保計画</b>     | <b>21</b> |
| <b>第5節</b>  | <b>二次災害の予防計画</b>           | <b>22</b> |
| 1           | 出火防止措置及び初期消火               | 22        |
| 2           | 水害・土砂災害対策                  | 22        |
| 3           | 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策         | 22        |
| 4           | 危険物、有害物質等による二次災害対策         | 22        |
| <b>第2章</b>  | <b>自助・共助による地域防災力の向上</b>    | <b>24</b> |
| <b>第6節</b>  | <b>防災訓練計画</b>              | <b>25</b> |
| <b>第7節</b>  | <b>防災知識普及計画</b>            | <b>25</b> |
| 1           | 防災知識の普及                    | 25        |
| 2           | 職員に対する防災教育                 | 27        |
| 3           | 学校教育による防災知識の普及             | 27        |
| 4           | 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等         | 27        |
| 5           | 防災訓練の実施指導                  | 27        |
| 6           | 要配慮者への配慮                   | 27        |
| 7           | 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立     | 28        |
| 8           | 疑似体験装置等の活用                 | 28        |
| <b>第8節</b>  | <b>住民、事業所等による防災活動推進計画</b>  | <b>29</b> |
| 1           | 災害時の役割分担                   | 29        |
| 2           | 住民の果たすべき役割                 | 29        |
| 3           | 自主防災組織の活動                  | 30        |
| 4           | 災害時救援ボランティア活動の環境整備         | 31        |
| 5           | 事業所（企業）防災の促進               | 31        |
| <b>第9節</b>  | <b>防災コミュニティの育成強化に関する計画</b> | <b>32</b> |
| <b>第10節</b> | <b>要配慮者安全確保計画</b>          | <b>32</b> |
| <b>第3章</b>  | <b>地震災害応急対策への備えの充実</b>     | <b>33</b> |
| <b>第11節</b> | <b>情報の収集・連絡体制の整備計画</b>     | <b>34</b> |
| 1           | 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化  | 34        |
| 2           | 情報収集・連絡に係る初動体制の整備          | 34        |
| 3           | 多様な情報の収集体制の整備              | 34        |
| 4           | メール配信サービスの拡充               | 34        |
| 5           | 緊急地震速報の伝達                  | 34        |
| <b>第12節</b> | <b>通信手段の確保計画</b>           | <b>35</b> |
| 1           | 通信施設の整備及び保守管理の徹底           | 35        |

|             |                                    |           |
|-------------|------------------------------------|-----------|
| 2           | 通信施設の複数化                           | 35        |
| 3           | 災害時優先電話の指定                         | 35        |
| 4           | 代替通信手段の確保・活用                       | 35        |
| 5           | 通信の多ルート化                           | 35        |
| 6           | 通信訓練への参加                           | 35        |
| <b>第13節</b> | <b>応急活動体制の整備計画</b>                 | <b>36</b> |
| <b>第14節</b> | <b>救助・救急及び医療活動体制の整備計画</b>          | <b>36</b> |
| <b>第15節</b> | <b>緊急輸送活動体制の整備計画</b>               | <b>37</b> |
| 1           | 輸送拠点の確保                            | 37        |
| 2           | ヘリポートの確保                           | 37        |
| 3           | 緊急交通路の整備                           | 37        |
| 4           | 消防活動の困難を解消するための道路整備                | 37        |
| 5           | 運送事業者等との連携                         | 37        |
| <b>第16節</b> | <b>避難収容活動体制の整備計画</b>               | <b>38</b> |
| <b>第17節</b> | <b>食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備計画</b> | <b>38</b> |
| <b>第18節</b> | <b>広報・広聴体制の整備計画</b>                | <b>38</b> |
| <b>第19節</b> | <b>孤立化集落対策</b>                     | <b>38</b> |
| <b>第3編</b>  | <b>地震災害応急対策計画</b>                  | <b>39</b> |
| <b>第1章</b>  | <b>地震直後の活動体制の早期確立</b>              | <b>39</b> |
| <b>第1節</b>  | <b>組織動員計画</b>                      | <b>40</b> |
| 1           | 災害対策本部の設置                          | 40        |
| 2           | 災害警戒本部の設置                          | 41        |
| 3           | 職員の配備体制                            | 41        |
| 4           | 動員指示の伝達系統                          | 42        |
| 5           | 動員の方法                              | 42        |
| 6           | 動員数                                | 43        |
| 7           | 職員の派遣                              | 43        |
| <b>第2節</b>  | <b>地震情報収集伝達計画</b>                  | <b>44</b> |
| 1           | 緊急地震速報（警報）                         | 44        |
| 2           | 地震に関する情報の収集                        | 46        |
| 3           | 地震情報の受理                            | 47        |
| 4           | 地震情報等の伝達                           | 48        |
| <b>第3節</b>  | <b>通信計画</b>                        | <b>49</b> |
| 1           | 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧                 | 49        |
| 2           | 緊急情報連絡用回線の設定                       | 49        |
| <b>第4節</b>  | <b>災害情報収集及び被害報告取扱計画</b>            | <b>50</b> |

|      |                        |    |
|------|------------------------|----|
| 1    | 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告   | 50 |
| 2    | 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない報告 | 51 |
| 第5節  | 自衛隊災害派遣要請計画            | 52 |
| 第6節  | 相互応援対策計画               | 52 |
| 第7節  | 災害救助法の適用に関する計画         | 52 |
| 第2章  | 初動期の迅速な応急活動の展開         | 53 |
| 第8節  | 広報及び広聴計画               | 54 |
| 1    | 広報活動                   | 54 |
| 2    | 広聴活動                   | 55 |
| 3    | 報道機関に対する代表取材の要請        | 55 |
| 第9節  | 消防活動計画                 | 56 |
| 1    | 住民及び自主防災組織等による消火活動     | 56 |
| 2    | 企業による消火活動              | 56 |
| 3    | 消防機関による消火活動            | 56 |
| 第10節 | 避難収容活動計画               | 57 |
| 第11節 | 救助・救急及び医療活動計画          | 57 |
| 1    | 医療・救護活動                | 57 |
| 2    | 救護所の設置及び救護班の派遣         | 58 |
| 3    | 後方医療活動                 | 58 |
| 第12節 | 要配慮者の災害応急対策計画          | 59 |
| 1    | 要配慮者利用施設等における地震災害時の措置  | 59 |
| 第13節 | 交通確保・輸送計画              | 60 |
| 第3章  | 安定期の円滑な応急活動の展開         | 61 |
| 第14節 | 食料・飲料水の供給計画            | 62 |
| 第15節 | 生活必需品等物資給与計画           | 62 |
| 第16節 | 行方不明者の搜索・収容・埋葬計画       | 62 |
| 第17節 | 障害物の除去計画               | 62 |
| 第18節 | 環境衛生計画                 | 63 |
| 第19節 | 要員確保計画                 | 63 |
| 第20節 | 応急住宅対策計画               | 63 |
| 第21節 | 文教対策計画                 | 64 |
| 1    | 地震情報の把握                | 64 |
| 2    | 学校施設の安全性の点検            | 64 |
| 第22節 | 農業関係災害応急対策計画           | 64 |

|      |                   |    |
|------|-------------------|----|
| 第23節 | 義援物資、義援金の受入れ・配分計画 | 64 |
| 第4章  | 暮らしを支える社会基盤の応急復旧  | 65 |
| 第24節 | 公共土木施設の応急復旧計画     | 66 |
| 第25節 | ライフライン施設の応急復旧計画   | 66 |
| 1    | 電力施設              | 66 |
| 2    | ガス施設              | 66 |
| 3    | 水道施設              | 67 |
| 4    | 電気通信施設            | 67 |
| 第4編  | 災害復旧・復興計画         | 69 |
| 第1節  | 復旧・復興の基本方向の決定     | 69 |
| 第2節  | 原状復旧              | 69 |
| 第3節  | 計画的復興の推進          | 69 |
| 第4節  | 被災者等の生活再建の支援      | 69 |
| 第5節  | 被災中小企業等の復興の支援     | 69 |
| 第6節  | 公共施設の復旧           | 69 |
| 第7節  | 激甚災害法の適用          | 70 |
| 第8節  | 復旧資金の確保           | 70 |





---

## 第 2 部 地震災害対策計画

---



# 第1編 総則

## 第1節 計画作成の趣旨

### 1 計画の目的

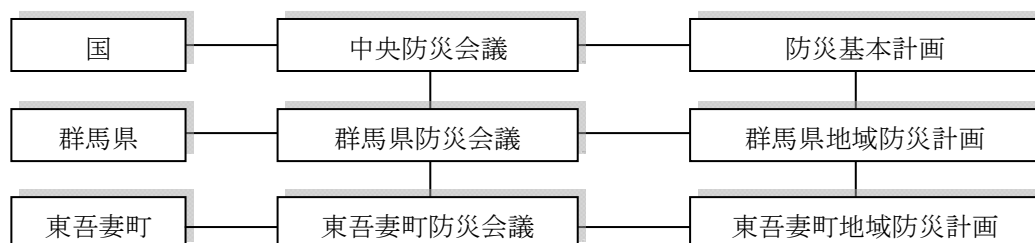
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東吾妻町防災会議が策定するものであり、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して町の地域における地震に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とする。

さらに、住民が自ら行う事項、自主防災組織や行政区をはじめとした地域における各種団体が行う事項、自治体間の広域応援体制の整備事項等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

### 2 地域防災計画の策定及び修正

町は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、町の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



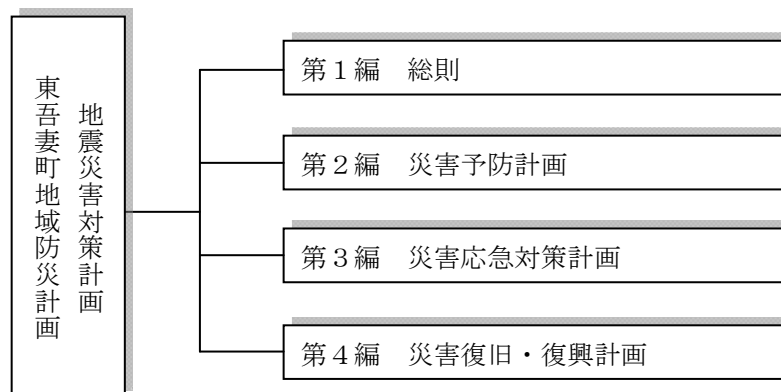
### 3 防災会議

町防災会議の組織及び運営については、関係法令、町防災会議条例の定めるところによる。その任務については、次のとおりである。

- (1) 東吾妻町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 東吾妻町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

#### 4 計画の構成

地震災害対策計画の構成は、次のとおりである。



#### 【関係資料】

〈資料編 1－1 東吾妻町防災会議委員名簿〉

〈資料編 2－1 東吾妻町防災会議条例〉

### 第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

町、指定地方行政機関等及び公共的団体、その他防災上重要な施設管理者等の事務又は業務の大綱については、第1部一般災害対策計画・第1編総則・第2節「防災関係機関の事務又は業務の大綱」に準ずる。

### 第3節 東吾妻町の地震環境

地震防災対策を講じる上で、その地域の地震環境を把握し分析しておくことが重要であることから、本県の地震環境を以下に記す。

#### 1 過去の被害地震

本県に被害をもたらした主な地震は次表のとおりである。

| 発生日月日                   | 地震名<br>(震源)                                | 規模<br>(M) | 震度                                                | 被害状況                                            |
|-------------------------|--------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 1916. 2. 22<br>(大正 5)   | ・ ・ ・ ※ <sup>1</sup><br>(浅間山麓)             | 6. 2      | 前橋 3                                              | 家屋全壊 7 戸、半壊 3 戸<br>一部損壊 109 戸                   |
| 1923. 9. 1<br>(大正 12)   | 関東地震<br>(小田原付近)                            | 7. 9      | 前橋 4                                              | 負傷者 9 人、家屋全壊 49 戸<br>半壊 8 戸                     |
| 1931. 9. 21<br>(昭和 6)   | 西埼玉地震<br>(埼玉県仙元山付近)                        | 6. 9      | 高崎・渋川・五料 6<br>前橋 5                                | 死者 5 人、負傷者 55 人<br>家屋全壊 166 戸、半壊 1, 769 戸       |
| 1964. 6. 16<br>(昭和 39)  | 新潟地震※ <sup>2</sup><br>(新潟県沖)               | 7. 5      | 前橋 4                                              | 負傷者 1 人                                         |
| 1996. 12. 21<br>(平成 8)  | 茨城県南西部の地震<br>(茨城県南部)                       | 5. 4      | 板倉 5 弱<br>沼田・片品・桐生 4                              | 家屋一部損壊 64 戸                                     |
| 2004. 10. 23<br>(平成 16) | 平成 16 年<br>新潟県中越地震※ <sup>2</sup><br>(中越地方) | 6. 8      | 高崎・北橋・片品・沼田・<br>白沢・昭和 5 弱                         | 負傷者 6 人<br>家屋一部損壊 1, 055 戸                      |
| 2011. 3. 11<br>(平成 23)  | 東北地方太平洋沖地震※ <sup>2</sup><br>(三陸沖)          | 9. 0      | 桐生 6 弱<br>沼田・前橋・高崎・渋川・<br>明和・千代田・大泉・邑<br>楽・太田 5 強 | 死者 1 名、負傷者 41 名<br>住宅半壊 7 棟<br>住宅一部損壊 17, 246 棟 |

※<sup>1</sup> 1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっている。

※<sup>2</sup> 気象庁が命名した地震

出典：群馬県地震被害想定調査報告書（平成 24 年 6 月）

本表に見るとおり、本県を震源とする被害地震は少ない。

しかし、「類聚国史」(892年に菅原道真によって撰修された歴史書)に記載のある818年(弘仁9年)の地震では、関東諸国の相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野で大きな被害があったとされ、この地震によると推定される地割れや噴砂が群馬県や埼玉県の遺跡調査で確認されている。

特に群馬県では、赤城山南麓の数多くの遺跡で地割れ、噴砂、山崩れ等が生じた痕跡が見つかっており、818年の地震による可能性が高いとされている。地震をもたらした活断層については特定されていない。

以上のように、近年、群馬県を震源とする大規模地震は発生していないものの、過去には大規模地震が生じていた痕跡があり、今後、群馬県においても大規模地震が発生する可能性は否定できない。

## 2 地震活動の状況

### (1) 最近の地震活動の特徴

栃木県との県境（皇海山付近）から栃木県の日光・足尾地域にかけての地域で、定常的に小規模な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところにみられる地震活動の中で最も活発である。

この地域には火山がいくつかあるが、これらの火山と地震活動との関係は明らかでない。

### (2) 活断層の分布状況

本県の北西部の県境付近には、活火山周辺に長さ約 4 km の短い活断層が、また、県北東部の片品川流域には、長さ約 7～9 km 程度の活断層（片品川左岸断層）がそれぞれ分布する。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められる。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する全長約 23 km の平井―櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布する。

県内では、平井―櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層（の一部）が発達している。

文部科学省地震調査研究推進本部(2005)は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井―櫛挽断層帯が一連のものであるとみなし、これらをあわせた全長約 82 km の断層帯を関東平野北西縁断層帯とし、断層帯の長期評価を行っている。

また、連続的に分布する深谷断層、江南断層及び綾瀬川断層（北部）をあわせて関東平野北西縁断層帯主部と定義した。

その他の活断層では、みどり市大間々周辺の大久保断層や、太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられる。

さらに、本県の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約 52 km の六日町断層帯、長野県北部に長さ約 58 km の長野盆地西縁断層帯が分布する。

以上の断層のうち、確実に活断層である（確実度Ⅰ）「関東平野北西縁断層帯」、「長野盆地西縁断層帯」、「六日町断層帯」について、地震調査研究推進本部が長期評価を行っており、将来における地震発生確率は下表に示すとおりである。

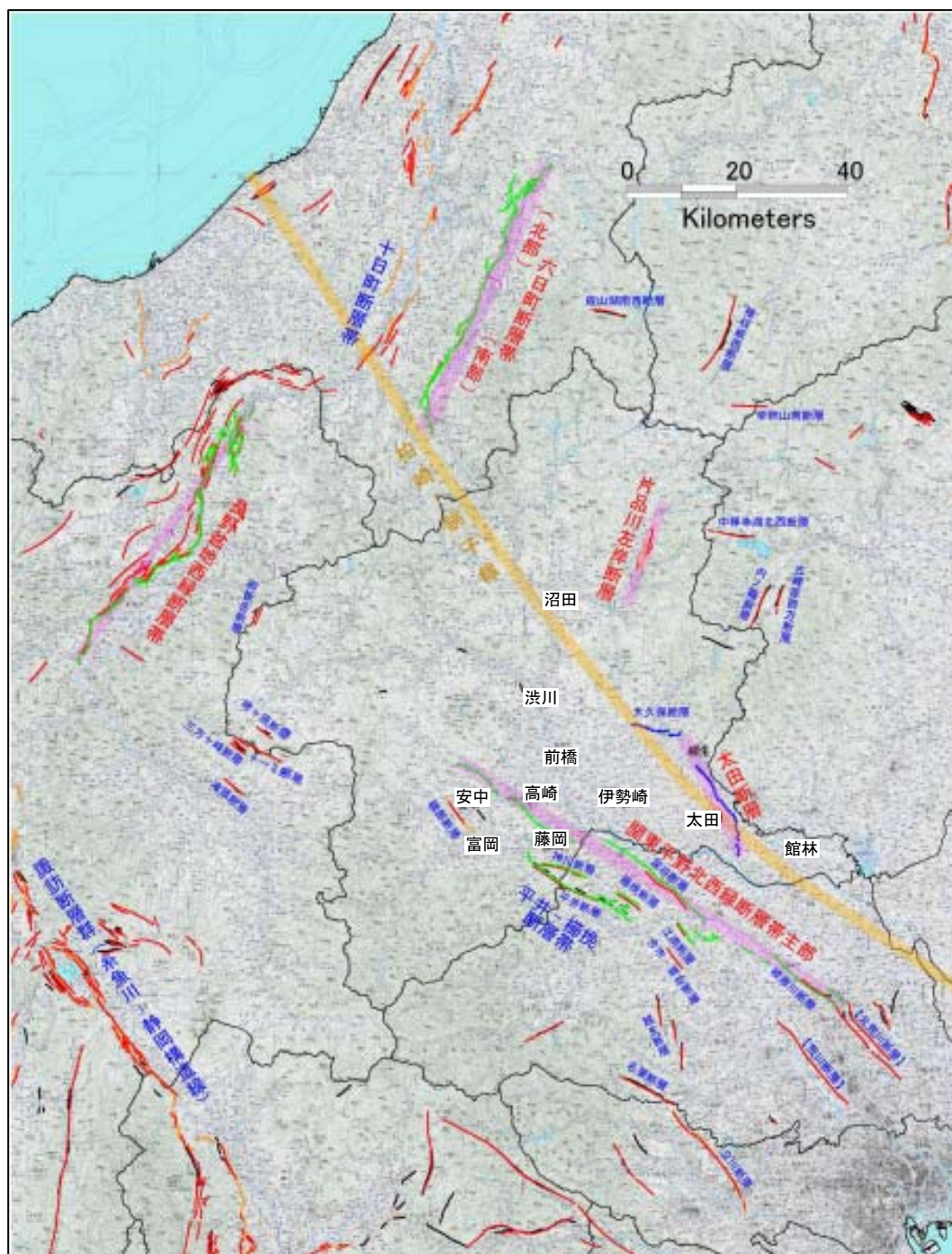
### ■群馬県及びその周辺の主要活断層に関する地震発生確率

| 断層名           |    |       | 地震後経過率                  | 今後 30 年以内の地震発生確率 | 今後 30 年以内の地震発生確率 | 今後 30 年以内の地震発生確率 | 出典                                                        |
|---------------|----|-------|-------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------------------------------------|
| 関東平野北西縁断層帯主部※ |    |       | 0.08-0.5                | ほぼ 0%<br>-0.008% | ほぼ 0%<br>-0.01%  | ほぼ 0%<br>-0.03%  | 地震調査研究推進本部（2005）                                          |
| 六日町断層帯        | 北部 | ケース 1 | -                       | 0.4%-0.9%        | 0.7%-2%          | 1%-3%            | 地震調査研究推進本部（2009）<br>ケース 1：中越地震と無関係な場合<br>ケース 2：中越地震の震源の場合 |
|               |    | ケース 2 | 0.002-0.003<br>もしくはそれ以上 | ほぼ 0%            | ほぼ 0%            | ほぼ 0%            |                                                           |
|               |    |       | 0.3-0.5                 | ほぼ 0%<br>-0.01%  | ほぼ 0%<br>-0.02%  | ほぼ 0%<br>-0.05%  |                                                           |
| 長野盆地西縁断層帯     |    |       | 0.07-0.2                | ほぼ 0%            | ほぼ 0%            | ほぼ 0%            | 地震調査研究推進本部（2001）                                          |

※平井―櫛挽断層帯については、平均活動間隔が不明のため、地震後経過率や地震発生確率は「不明」である。

出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2012)、平成 24 年 1 月 1 日時点

## ■群馬県及びその周辺の活断層の分布図



## 凡 例

| 線種                                                                                  | 断 層 名                      | 出 典                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------|
|  | (活断層・確実度Ⅰ・Ⅱ)               | 新編日本の活断層(1991)         |
|  | (活断層)                      |                        |
|  | (推定活断層)                    | 活断層詳細デジタルマップ(2002)     |
|  | 関東平野北西縁断層帯主部<br>(平井一櫛挽断層帯) | 地震調査研究推進本部(2005)       |
|                                                                                     | 長野盆地西縁断層帯                  | 地震調査研究推進本部(2001)       |
|                                                                                     | 六日町断層帯                     | 地震調査研究推進本部(2009)       |
|  | 大久保断層                      | 松田ほか(1977)、熊原・近藤(2008) |
|  | 太田断層                       | 熊原・近藤(2009)            |
|  | (柏崎－銚子線)                   |                        |

出典：群馬県地震被害想定調査報告書（平成24年6月）

### 3 地表のゆれやすさ

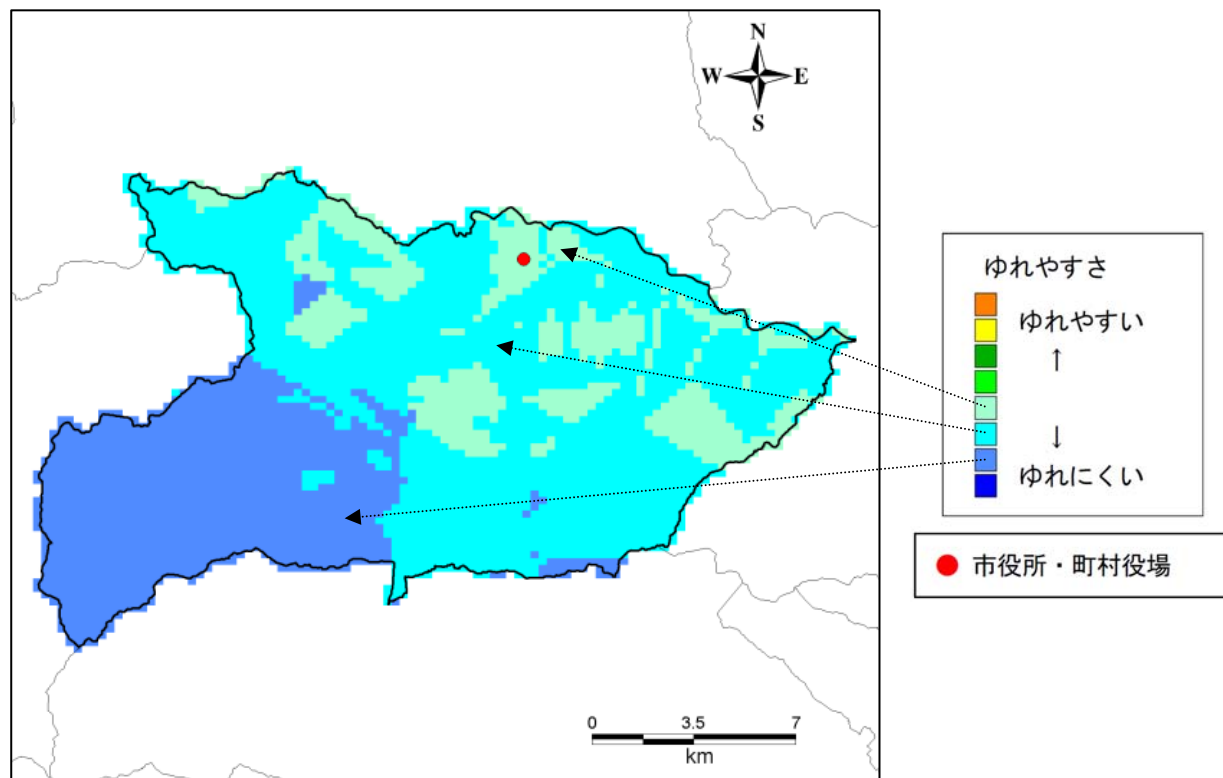
地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なり、一般にはマグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。

しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。また、既知の活断層以外においても、地殻内の浅いところで発生する地震については、いつどこで発生するかわかっていない。これまでも、内陸部の地震について、地表に活断層が特に認められていなかった場所でもマグニチュード7前後の地震が突然発生した事例がみられる。

そこで、県では中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」の報告に準じて、全国どこでも発生しうる地殻内の浅い場所で発生する地震を、地震防災対策上仮に設定して「予防対策用地震」（以下、「予防対策用地震」と略す。）として想定した。

予防対策用地震の震源としては、県内各市町村の役所・役場の直下に、マグニチュード6.9の地震を生じる震源断層を仮定した。東吾妻町役場直下の地震による町内のゆれやすさの分布は下図のとおりであり、本町はゆれにくい傾向にあることがうかがえる。

■ゆれやすさの分布図（予防対策用の町直下の地震）



■予防対策用に町役場直下に設定した断層

| 震源断層         | 地震規模<br>(M) | 長さ<br>(km) | 走向<br>(度) | 傾斜<br>(度) | 断層の<br>種類     | 断層上端<br>深度 (km) | 地震基盤<br>上面深度 (km) |
|--------------|-------------|------------|-----------|-----------|---------------|-----------------|-------------------|
| 東吾妻町<br>役場直下 | 6.9         | 17.4       | 120.0     | 50・南西傾斜   | 南西側隆起の<br>逆断層 | 4               | 2                 |

出典：群馬県地震被害想定調査報告書（平成24年6月）



## 第4節 被害の想定

群馬県では、東北地方太平洋沖地震（マグニチュード 9.0）の発生や防災体制の見直し等を受け、平成 24 年 6 月に新たな地震被害想定調査を行い公表した。

この調査は、県内に大きな地震が発生した場合を想定し、県内各地の揺れや各種の被害、影響を科学的に予測したものである。以下にその概要を示す。

### 1 想定地震

#### （1）想定する地震

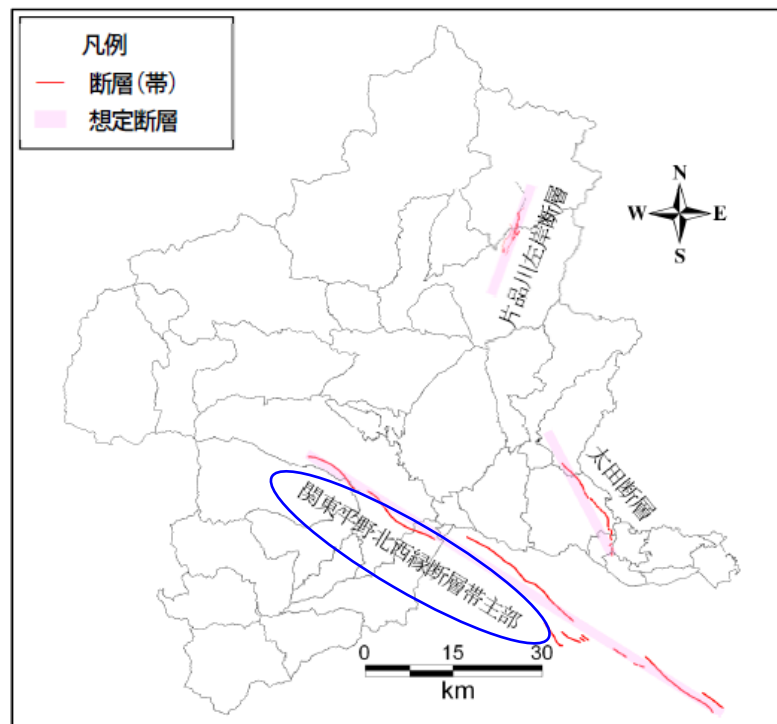
群馬県地震被害想定調査において、被害予測を行う想定地震は発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性のある「関東平野北西縁断層帯主部」、「太田断層」、「片品川左岸断層」の3つの活断層（帯）による地震としている。

このうち、本町に最も大きな被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯主部」を想定地震とした。

#### ■ 想定地震

| 想定地震名             | マグニチュード | 震源断層モデルの長さ (km) | 震源断層モデルの上端深さ (km) | 地震タイプ    |
|-------------------|---------|-----------------|-------------------|----------|
| 関東平野北西縁断層帯主部による地震 | 8.1     | 82              | 5                 | 活断層による地震 |

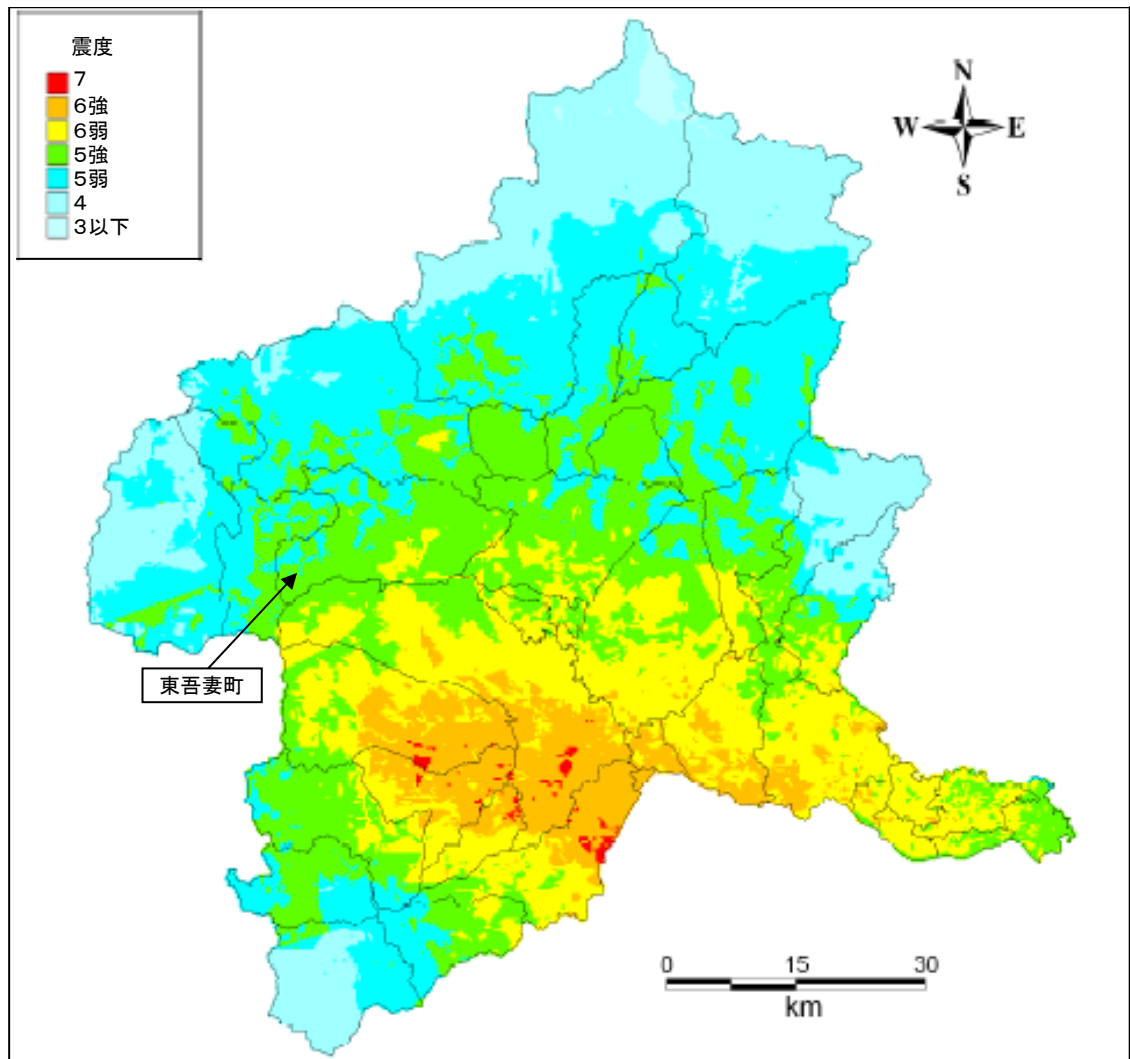
#### ■ 想定震源の位置



(2) 震度状況

関東平野北西縁断層帯主部によるマグニチュード 8.1 の地震の場合の震度状況は下図のとおりであり、本町は震度 5 強の範囲が広く分布しているほか、震度 6 弱の区域も一部みられる。

■ 関東平野北西縁断層帯主部による地震（M8.1）の場合の地表震度分布図



出典：群馬県地震被害想定調査報告書（平成 24 年 6 月）

## 2 前提条件

地震による被害は、季節、時刻による違いや気象条件等の違いによって大きく変わってくる。そこで、想定地震ごとに次に示すケースを想定して被害予測を行った。

■季節と時刻及び風速の想定ケース一覧表

| No. | 季節：時刻 | 想定ケースの説明                                                                                                                                                          | 風速    |
|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 冬 5時  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大多数の人が住宅で就寝中に被災して、住宅の倒壊や家具の転倒等による死傷者数が最も多くなるケースである。</li> <li>・屋外滞留者数は少なくなる。</li> <li>・1995年兵庫県南部地震と同じ発生時間帯である。</li> </ul> | 9 m/秒 |
| 2   | 夏 12時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大多数の人が通勤・通学先に移動している平日・日中の平均的なケースである。</li> <li>・住宅内の滞留者数は1日の中で最も少なくなる。</li> </ul>                                          | 7 m/秒 |
| 3   | 冬 18時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火気の使用が一年中で最も多く、地震による出火数や火災の被害が最も多くなる平日のケースである。</li> <li>・3つのケースの中では、帰宅・移動等で屋外滞留者数が最も多くなる。</li> </ul>                      | 9 m/秒 |

## 3 想定結果

以下に、関東平野北西縁断層帯主部の地震（M8.1）が発生した場合の本町の被害想定結果について示す。

### （1）建物被害

#### ア 揺れ、液状化による建物被害 (棟)

| 被害項目 | 全建物（木造＋非木造） |      |        |      |        |
|------|-------------|------|--------|------|--------|
|      | 棟 数         | 全壊棟数 | 全壊率（%） | 半壊棟数 | 半壊率（%） |
| 揺れ   | 9,951       | 3.1  | 0.03   | 96.8 | 0.97   |
| 液状化  | 9,951       | 0    | 0      | 0    | 0      |

※1棟未満の数値については、建物被害が生じる可能性があることを表している。

#### イ 土砂災害による建物被害 (棟)

| 被害項目 | 全影響<br>人家戸数 | 全壊棟数 | 全壊率（%） | 半壊棟数  | 半壊率（%） |
|------|-------------|------|--------|-------|--------|
| 土砂災害 | 1,459       | 43.2 | 2.96   | 100.9 | 6.91   |

※1棟未満の数値については、建物被害が生じる可能性があることを表している。

#### ウ 火災被害

| ケース            | 出火件数（件）   |            |      |            | 12時間後       |            |
|----------------|-----------|------------|------|------------|-------------|------------|
|                | 全出火<br>件数 | 炎上出火<br>件数 | 鎮火件数 | 延焼出火<br>件数 | 焼失棟数<br>（棟） | 焼失率<br>（%） |
| 冬5時（風速：9 m/秒）  | 0         | 0          | 0    | 0          | 0           | 0.0        |
| 夏12時（風速：7 m/秒） | 0         | 0          | 0    | 0          | 0           | 0.0        |
| 冬18時（風速：9 m/秒） | 0         | 0          | 0    | 0          | 0           | 0.0        |

## (2) 人的被害

| 項 目         |       | 冬 5 時      |          |           | 夏 12 時     |          |           | 冬 18 時     |          |           |
|-------------|-------|------------|----------|-----------|------------|----------|-----------|------------|----------|-----------|
|             |       | 死者数<br>(人) | 負傷者数 (人) |           | 死者数<br>(人) | 負傷者数 (人) |           | 死者数<br>(人) | 負傷者数 (人) |           |
|             |       |            |          | うち<br>重傷者 |            |          | うち<br>重傷者 |            |          | うち<br>重傷者 |
| 建物被害        |       | 0.2        | 7.3      | 0.1       | 0.1        | 4.1      | 0.1       | 0.1        | 4.9      | 0.1       |
| 屋内収容物の転倒・落下 |       | 0.0        | 3.7      | 0.1       | 0.0        | 3.3      | 0.1       | 0.0        | 3.1      | 0.1       |
| ブロック塀倒壊     |       | 0.0        | 0.0      | 0.0       | 0.0        | 0.2      | 0.1       | 0.0        | 0.3      | 0.1       |
| 屋外落下物       |       | 0.0        | 0.0      | 0.0       | 0.0        | 0.0      | 0.0       | 0.0        | 0.0      | 0.0       |
| 土砂災害        |       | 4.1        | 5.1      | 2.5       | 1.5        | 1.9      | 0.9       | 2.2        | 2.8      | 1.4       |
| 火災          |       | 0.0        | 0.0      | 0.0       | 0.0        | 0.0      | 0.0       | 0.0        | 0.0      | 0.0       |
| 死傷者数        | 計     | 4.3        | 12.4     | 2.6       | 1.6        | 6.2      | 1.1       | 2.3        | 8.0      | 1.6       |
|             | 率 (%) | 0.03       | 0.08     | 0.02      | 0.01       | 0.04     | 0.01      | 0.02       | 0.05     | 0.01      |

※1人未満の数値については、人的被害が生じる可能性があることを表している。

※四捨五入の関係により、死傷者数の合計が合わないことがある。

## (3) ライライン被害

## ア 水道

|      | 配水管<br>被害数<br>(件) | 被害率<br>(件/km) | 直後        |          | 1 日後      |          | 2 日後      |          | 4 日後      |          |
|------|-------------------|---------------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|
|      |                   |               | 断水<br>世帯数 | 率<br>(%) | 断水<br>世帯数 | 率<br>(%) | 断水<br>世帯数 | 率<br>(%) | 断水<br>世帯数 | 率<br>(%) |
| 東吾妻町 | 41                | 0.189         | 3,146.4   | 59.1     | 1,686.2   | 31.7     | 1,623.5   | 30.5     | 505.9     | 9.5      |

※断水世帯数について、1未満の数値を示す場合は、被害の可能性のあることを表している。

## イ 公共下水道

|      | 管きょ延長<br>(km) | 被災延長<br>(km) | 被害率<br>(%) | 処理人口<br>(人) | 被災人口<br>(人) | 被災率<br>(%) |
|------|---------------|--------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 東吾妻町 | 64.4          | 0.99         | 1.53       | 2,483.9     | 38.0        | 1.53       |

※1人未満の数値については、下水道被害により被災する可能性があることを表している。

## ウ LPガス

|      | 消費者件数 | 被害件数 | 被害率 (%) |
|------|-------|------|---------|
| 東吾妻町 | 5,700 | 4    | 0.07    |

## (4) その他

## ア 避難者予測

|      | 建物被害による避難者数(人) | 断水による避難者数(人) |         |       |      | 全避難者数(人) |         |         |       |      |
|------|----------------|--------------|---------|-------|------|----------|---------|---------|-------|------|
|      |                | 1日後          | 2日後     | 4日後   | 1ヶ月後 | 直後       | 1日後     | 2日後     | 4日後   | 1ヶ月後 |
| 東吾妻町 | 79.9           | 2,225.1      | 2,142.4 | 667.6 | 0.0  | 79.9     | 2,305.0 | 2,222.3 | 747.5 | 79.9 |

※1人未満の数値については、避難が生じる可能性があることを表している。

## イ 乳児及び高齢者の避難予測

|             |       | 直後   | 1日後     | 2日後     | 4日後   | 1ヶ月後 |
|-------------|-------|------|---------|---------|-------|------|
| 全避難者数(人)    |       | 79.9 | 2,305.0 | 2,222.3 | 747.5 | 79.9 |
| うち乳幼児(0～6歳) |       | 3.5  | 99.7    | 96.2    | 32.3  | 3.5  |
| うち高齢者(65歳～) | 単身    | 8.8  | 253.9   | 244.8   | 82.3  | 8.8  |
|             | 配偶者有り | 16.3 | 471.6   | 454.6   | 152.9 | 16.3 |
|             | 小計(人) | 25.1 | 725.5   | 699.4   | 235.2 | 25.1 |
| 総計(人)       |       | 28.6 | 825.2   | 795.6   | 267.5 | 28.6 |

※1人未満の数値については、避難が生じる可能性があることを表している。

## ウ 避難行動要支援者の避難予測

|             |          | 直後   | 1日後     | 2日後     | 4日後   | 1ヶ月後 |
|-------------|----------|------|---------|---------|-------|------|
| 全避難者数(人)    |          | 79.9 | 2,305.0 | 2,222.3 | 747.5 | 79.9 |
| 避難行動要支援者(人) | 要介護度3以上  | 1.8  | 50.8    | 48.9    | 16.5  | 1.8  |
|             | 身体障害2級以上 | 1.4  | 41.6    | 40.1    | 13.5  | 1.4  |
|             | 知的障害重度A  | 0.3  | 7.5     | 7.3     | 2.4   | 0.3  |
|             | 合計(人)    | 3.5  | 99.9    | 96.3    | 32.4  | 3.5  |

※この場合、避難行動要支援者を「要介護度3以上」、「身体障害2級以上」、「知的障害重度A」と仮定した。

※1人未満の数値については、避難が生じる可能性があることを表している。

## エ 帰宅困難者数

|      | 通勤者・通学者(人) |       |        | 帰宅困難者(人) | 徒歩帰宅者(人) |
|------|------------|-------|--------|----------|----------|
|      | 町内から       | 町外から  | 合計     |          |          |
| 東吾妻町 | 7,415      | 2,866 | 10,281 | 1,137.4  | 9,143.6  |

※帰宅困難者については、小数点以下第2位で四捨五入している。

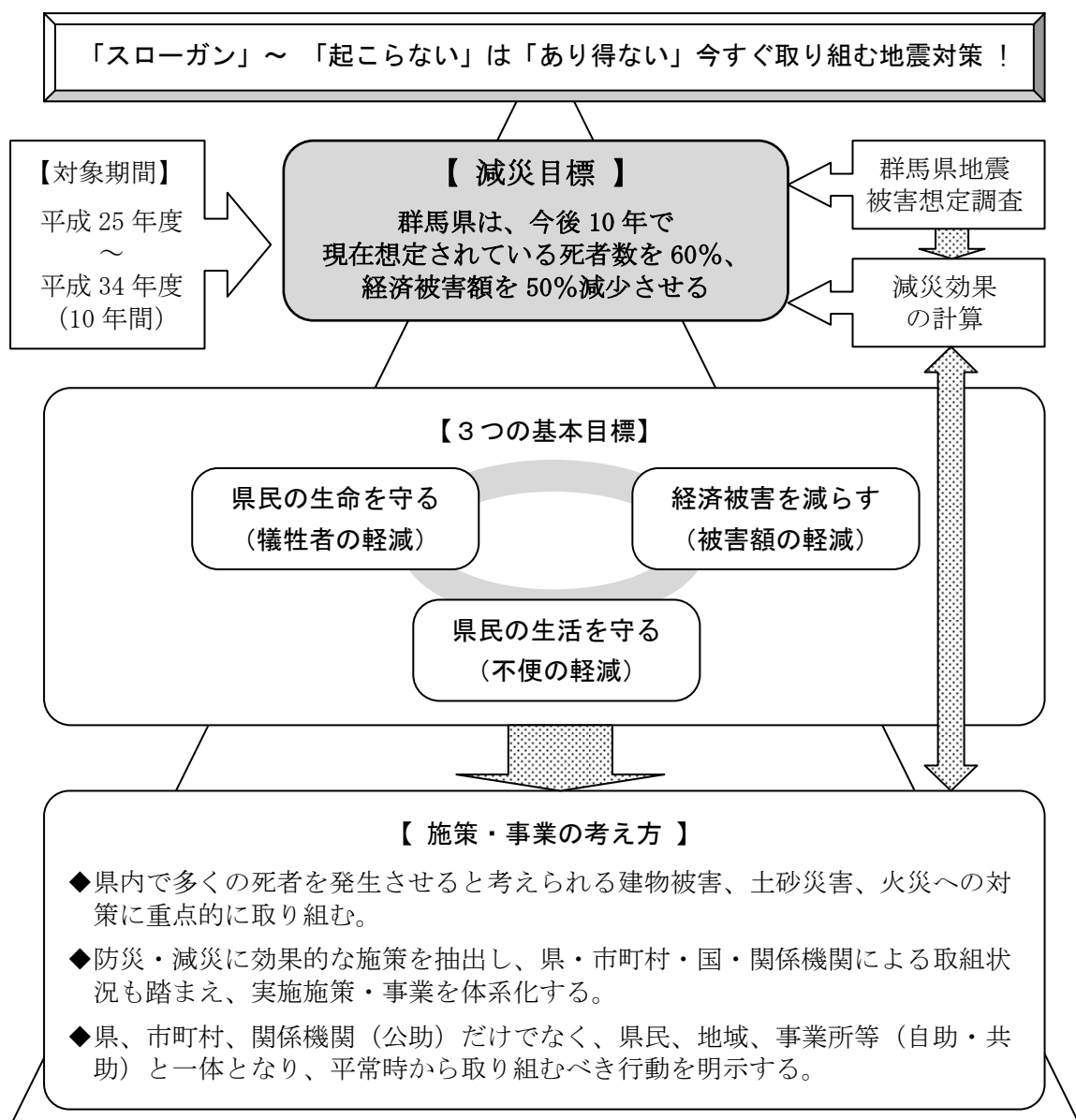
## 第5節 群馬県地震防災戦略

県では、「群馬県地震被害想定調査」の結果を受けて、今後、本県において大規模地震が発生した場合、被害を可能な限り抑止・減少させるために、「減災目標」の設定と各種地震対策で構成する「群馬県地震防災戦略」を平成25年3月に策定している。

そして、本計画策定の方針として、いつどこで発生するかわからない地震に対して、その被害を可能な限り抑止・減少させるため、県、市町村、国、関係機関、県民、地域組織及び企業・事業所等が一体となって、地震防災・減災対策への取組みを積極的に推進するとしている。

このため、東吾妻町地域防災計画・地震災害対策計画においても、「群馬県地震防災戦略」の3つの基本目標や施策・事業の考え方等を踏まえ、各種予防対策計画や災害応急対策計画を推進するものとする。

### 1 群馬県地震防災戦略の目標



出典：群馬県地震防災戦略

## 2 地震被害を抑止・減少させるための対策

群馬県地震防災戦略では、3つの基本目標のもとに、7つの方針（大柱）と14の施策分野（中柱）、28の施策項目（小柱）、62の施策・事業による施策体系を構築し、各種対策を効果的に推進していくとしている。

3つの基本目標及び7つの方針の概要は、次に示すとおりである。

### （1）基本目標1：県民の生命を守る（犠牲者の軽減）

| 方針1 発災前に行うこと（予防対策）                                |                                   |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------|
| ○地域の防災力向上<br>・防災意識の啓発、防災訓練等                       | ○揺れによる土砂災害を減らす<br>・急傾斜地崩壊対策、治山対策等 |
| ○建物やライフライン等の倒壊・損傷を減らす<br>・建物（主に住宅）の耐震化等           | ○ため池の崩壊を防ぐ<br>・ため池対策              |
| ○地震火災の発生・延焼を減らす<br>・密集市街地整備、消防力強化等                | ○孤立集落対策を強化する<br>・孤立集落対策の強化        |
| 方針2 発災直後に行うことへの備え                                 |                                   |
| ○地震発生時にすぐ対策活動を開始する<br>・活動体制や情報収集・発信体制の強化          | ○人命救助活動を行う<br>・医療活動や要配慮者支援体制の整備   |
| ○孤立集落対策を強化する【再掲】<br>・孤立集落対策の強化                    |                                   |
| 方針3 発災後から行うことへの備え                                 |                                   |
| ○助かった命を守る（震災関連死を防ぐ）<br>・被災者救援・支援やライフライン施設復旧体制の強化等 |                                   |

### （2）基本目標2：県民の生活を守る（不便の軽減）

| 方針1 発災後～1ヶ月間に行うことへの備え                              |                       |
|----------------------------------------------------|-----------------------|
| ○被害拡大を防止し、被災者の生活を支援する<br>・困り事や治安の対策、ボランティア活動体制の整備等 |                       |
| 方針2 発災後1ヶ月以降に行うことへの備え                              |                       |
| ○県民生活の安定を図る<br>・応急住宅整備、廃棄物処理等                      | ○早期の復興を図る<br>・復興体制の整備 |

### （3）基本目標3：経済被害を減らす（被害額の軽減）

| 方針1 発災前に行うこと（予防対策）                   |                              |
|--------------------------------------|------------------------------|
| ○建物やライフライン等の倒壊・損傷を減らす【再掲】            |                              |
| ○地震火災の発生・延焼を減らす【再掲】                  | ○揺れによる土砂災害を減らす【再掲】           |
| ○企業活動を停滞させない<br>・公共インフラ施設の耐震化等       |                              |
| 方針2 発災後から行うことへの備え                    |                              |
| ○企業活動のインフラを復旧する<br>・ライフライン施設復旧体制の整備等 | ○企業活動を停滞させない【再掲】<br>・事業継続対策等 |

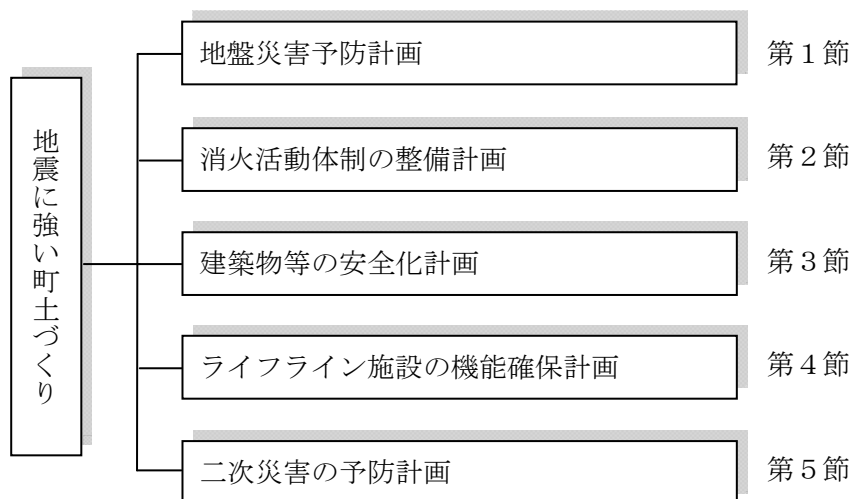




## 第2編 地震災害予防計画

### 第1章 地震に強い町土づくり

大規模地震による被害を防止し又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図り得る地震に強いまちづくりを進めるため、地盤災害の予防対策や建築物等の耐震化、ライフライン施設の安全性・信頼性を確保するための整備、二次災害予防対策等を計画的かつ総合的に推進する。



## 第 1 節 地盤災害予防計画

町は、危険箇所を調査把握し、危険区域における住宅等の安全立地に努めるとともに、計画的に災害防止工事を実施し、地震に伴う地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害の予防及び地盤災害によって起こる二次災害対策を図る。

具体的な計画については、第 1 部一般災害対策計画・第 2 編災害予防計画・第 2 節「地すべり、土石流、山崩れ及び急傾斜地等災害危険区域予防計画」に準ずる。

ただし、次の事項については、特に留意して対策を推進する。

### 1 危険箇所の調査

町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ等地震時に発生が予想される崩壊危険箇所及びそれぞれに対する避難所等の把握に努めるとともに、危険箇所が発見されたときは、避難所等とともに住宅地図に記入し、県防災担当課、出先担当事務所、消防機関等と連携し、地震発生時の迅速な対応を図る。

### 2 住宅等の安全立地

町は、危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に防止するとともに、危険区域における住宅等の移転を促進し、住宅等の安全立地に努める。

### 3 災害防止工事の促進

町は、危険区域について施設整備計画を策定し、人家及び公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を実施する。

#### 【関係資料】

〈資料編 2－8 東吾妻町がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱〉

## 第2節 消火活動体制の整備計画

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により広域かつ同時に火災が発生し、特に市街地においては大火災に発展するおそれがある。

このため、町及び消防機関は、地震発生時の出火、延焼拡大防止のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図る。

### 1 震災による出火防止

#### (1) 消防同意制度の活用

町は消防法第7条の規定に基づく消防同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

#### (2) 一般家庭等に対する指導

消防機関は、一般家庭や自主防火組織の指導者等に対し、各種会合等の機会を利用して、火災実験を通じた消火器の取扱い方法等の指導を行い、地震時における火災の防止と消火の徹底を図る。

#### (3) 事業所に対する指導

消防機関は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、下記事項に留意し、関係者に対し防火知識の普及、高揚を図る。

ア 災害発生時における応急措置

イ 消防用設備等の維持点検及び取扱い方法の徹底

ウ 避難、誘導體制の確立

エ 終業時における火気点検等安全確認の徹底

オ 自衛消防隊の育成指導

#### (4) 防火管理等の教育

消防機関は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育を行う。

### 2 初期消火

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるため、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことが最も効果が大きい。

このため、消防機関及び町は、次の対策を講ずる。

(1) 消防機関と地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

### 3 消防力の整備

町は、次により消防力の強化に努めるものとし、県はこれに対して必要な指導、援助を行

う。

(1) 消防組織の拡充、強化

町は、「消防力の整備指針」（平成 12 年 1 月 20 日、消防庁告示第一号）に適合するように消防組織の拡充、強化に努める。

(2) 消防施設等の整備、強化

地震発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」（昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第七号）に適合するように、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式動力ポンプ等の消防施設等の整備について、年次計画を立てその強化を図る。

特に、消防水利については、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプの整備や河川、湖沼等の水利体制の確立を図る。

#### 4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防機関は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行う。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県（危機管理室）を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておく。

### 第3節 建築物等の安全化計画

町及び施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断、耐震補強工事及び定期の点検を実施するよう努める。

#### 1 建築物の耐震性確保

町は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努める。

また、町は、改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成18年1月施行、以下「耐震改修促進法」という。）に基づき策定した「東吾妻町耐震改修促進計画」（平成20年度策定）により、建築物の耐震診断・改修の促進施策を充実し、計画的な耐震化を促進する。

#### 2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この節において「公共建築物等」という。）について、耐震性の確保に特に配慮する。

具体的には、次の建築物が対象となる。

- ① 県庁舎、市町村役場、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの
- ② 学校（専修学校及び各種学校を含む。）、体育館
- ③ 病院、診療所
- ④ 劇場、観覧場、集会場、展示場、映画館、演芸場、公会堂
- ⑤ 百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑥ 運動施設（ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設）
- ⑦ ホテル又は旅館
- ⑧ 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- ⑨ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑩ 博物館、美術館又は図書館
- ⑪ 遊技場、公衆浴場
- ⑫ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ⑬ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
- ⑭ 工場
- ⑮ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- ⑯ 自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- ⑰ 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

なお、町は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

#### 3 一般建築物の災害予防

##### （1）住宅の耐震化促進

町は、昭和55年に制度化された新耐震設計以前の建築物の所有者又は管理者に対し、耐震性強化の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性強化を指導する。

特に住宅に関しては、住民に対して住宅の耐震化の必要性について周知を徹底し、防災意識を啓発するとともに、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化の促進を図る。

(2) 家屋密集地域の防災対策の推進

町は、木造家屋が密集している地域において、建築物の所有者に危険性等の啓発を行うとともに、延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進に努める。

また、町は、災害時に活用できるオープンスペースの確保に努める。

(3) がけ地に近接する建築物の防災対策

町及び県は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

#### 4 その他の耐震対策

町及び施設管理者は、建築物自体の耐震性向上に加え、次の耐震対策を推進する。

(1) 落下倒壊危険物対策

町は、道路及びその周辺の構造物等が落下、倒壊することによる被害を防止するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電気通信会社、その他の所有者、設置者に対し、道路周辺等の構造物等の点検、補修、補強等を行うよう要請する。

また、地震動による天井材等の非構造部材の脱落による被害を防止するため、点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

(2) 家具等転倒防止対策

町及び自主防災組織は、地震動による家具等の転倒被害を防止するため、「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを住民に周知し、日頃から住民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう啓発普及に努める。

(3) ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

町は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう、安全性の確保の指導を行う。

(4) エレベーター閉じ込め防止対策

町は、地震動によるエレベーター閉じ込め等を防止するため、点検、改修の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

#### 5 建物内の安全対策

各施設の管理者は、所管する建物内において次の安全対策を行う。

(1) 学校校舎

コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう十分配慮する。

(2) 社会福祉施設、病院、保育所等

備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるよう十分配慮する。

(3) 庁舎

備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

(4) 民間建築物

建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下の防止、ガラスの飛散防止対策等を行う。

【関係資料】

〈資料編 2－6 東吾妻町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱〉

〈資料編 2－8 東吾妻町がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱〉

## 第4節 ライフライン施設の機能確保計画

電気、ガス、水道、電信電話等のライフラインは、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧に重要な使命を担っている。

このため、ライフライン事業者は、平常時から設備の防護対策に努めるとともに、地震発生後も被害を最小限にとどめ早期復旧が図られるよう、耐震性の強化や代替施設の確保、系統の多重化等大規模地震による被害軽減のための諸施策を推進する。

具体的な計画については、第1部一般災害対策計画・第2編災害予防計画・第6節「ライフライン施設の機能確保計画」に準ずる。

## 第5節 二次災害の予防計画

### 1 出火防止措置及び初期消火

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行う。

また、町及び消防機関は、地震発生直後から、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

### 2 水害・土砂災害対策

(1) 河川管理者、農業用排水施設管理者、その他のダム、水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、余震あるいは地震後の降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行う。

(2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、施設の補強や不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事並びに適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

また、二次災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

### 3 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

町は、余震等に伴う建物の倒壊や宅地の崩壊等による二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、県及び建築関係団体と協力して、地震によって被災した建築物、宅地等の危険度を判定するための制度の整備に努める。

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

ア 町は、県及び建築関係団体と連携して、被災建築物応急危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災建築物応急危険度判定体制の整備に努める。

イ 町は、応急危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努める。

ウ 町は、県及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて啓発に努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害状況を把握し、危険度を判定することによって二次災害を軽減、防止する目的の群馬県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

### 4 危険物、有害物質等による二次災害対策

(1) 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。

また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡する。



- (2) 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏洩による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。

また、漏洩のおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡する。

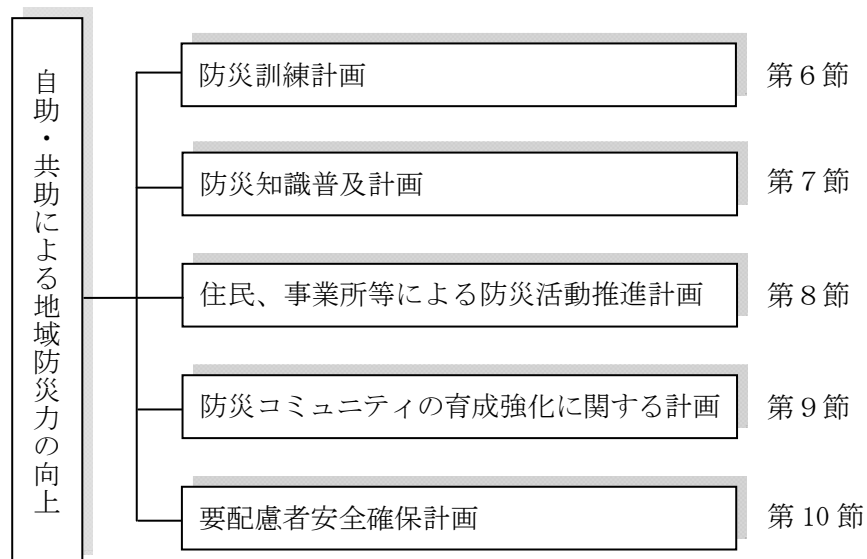
- (3) 県、消防機関、警察機関又は町は、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

## 第2章 自助・共助による地域防災力の向上

自助、共助の担い手となる住民や地域、事業所等に対し、防災知識の普及啓発や防災訓練・避難訓練の実施、自主防災組織活動の活性化等を推進し、住民や地域の防災対応力の向上を図る。

また、防災コミュニティの育成強化により、災害時に地域住民が助け合い・支え合いにより、安否確認や避難誘導等が行える環境整備を図る。

さらに、災害時に配慮を必要とする要配慮者や避難行動要支援者について、平常時から支援体制や必要な安全対策を実施する。



## 第6節 防災訓練計画

町は、地震災害に対する災害応急活動の円滑な実施を図るため、防災関係機関、事業所及び住民の協力を得て、総合訓練や個別の各種防災訓練を継続的に実施する。

また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

具体的な計画については、第1部一般災害対策計画・第2編災害予防計画・第8節「防災訓練計画」に準ずる。

## 第7節 防災知識普及計画

### 1 防災知識の普及

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震に係る防災知識の普及啓発を図る。

#### (1) 家庭内の危険防止

|                |                                                                                 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 家具類の転倒防止       | 家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。                                        |
| 物の落下防止         | 家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。                                                 |
| ガラスの飛散防止       | 食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。                       |
| 火気器具周辺の整理整頓    | コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃えやすい物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。 |
| 家屋、ブロック塀等の倒壊防止 | 家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。                             |

#### (2) 普及の方法

|            |                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報媒体等による普及 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震防災マップの作成・配布による普及</li> <li>○防災行政無線、東吾妻あづまケーブルテレビ、町ホームページ、携帯電話等による普及</li> <li>○町広報紙、広報資料(テキスト、マニュアル、パンフレットの配付、ポスターの掲示等)による普及</li> <li>○広報車による普及</li> </ul> |
| その他による普及   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織の結成促進等を通じての普及</li> <li>○防災訓練、講習会、実地研修等の開催による普及</li> <li>○出前講座や生涯学習教育を通じての普及</li> </ul>                                                               |

### （３）家庭防災会議の開催

地震災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

- 地震が起きたときの各自の役割  
(緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動について。また、誰が何を持ち出すか、要配慮者の避難は誰が責任を持つか等を確認しておく。)
- 消火器具の備え付け及び使用方法
- 家族間の連絡方法
- 避難所及び避難路の確認
- 安全な避難経路の確認
- 非常持ち出し品のチェック
- 家具転倒防止措置や室内の整理整頓
- 要配慮者の避難方法
- 地震情報の入手方法

### （４）非常持ち出し品の準備

- ３日分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）
- 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
- 応急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- 携帯ラジオ
- 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
- 衣類（下着、上着、タオル等）

### （５）屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置

|                      |                                                                                                                                                   |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身の安全の確保              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・机や椅子に身を隠す。</li> <li>・玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。</li> <li>・あわてて外に飛び出さない。</li> </ul>                                |
| 火災を防ぐ                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火の始末をする。</li> <li>・火が出たら初期消火に努める。</li> </ul>                                                              |
| 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない | <ul style="list-style-type: none"> <li>・狭い路地、へいぎわは、瓦などが落ちてきたりするので遠ざかる。</li> <li>・がけや川べりは地盤の緩みで崩れやすくなっている場合があるので、これらの場所から遠ざかる。</li> </ul>          |
| 避難方法                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・徒歩で避難する。</li> <li>・携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。</li> <li>・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し避難する。</li> </ul> |
| 応急救護                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。</li> </ul>                                                                     |
| 救出活動                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。</li> </ul>                                                    |

|                   |                                                                                                                                                                            |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車運転者の<br>とるべき行動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。</li> <li>・ラジオで災害情報を聞く。</li> <li>・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。</li> <li>・避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。</li> </ul> |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (6) 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

また、町、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

#### (7) 電話に関する留意事項

○不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。

○輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、東日本電信電話㈱が提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」及び携帯電話の「災害用伝言板」を利用する。

## 2 職員に対する防災教育

町は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるよう研修会、講習会等を実施する。

### (1) 教育の内容

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 地震災害対策計画の内容の周知
- ウ 町の実施すべき地震災害時の応急対策の内容
- エ 地震災害時における個人の具体的役割と行動

## 3 学校教育による防災知識の普及

町は、学校教育を通じて地震災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童生徒の防災意識の高揚を図る。

## 4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

## 5 防災訓練の実施指導

町は、消防機関と協力し、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

## 6 要配慮者への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 7 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

## 8 疑似体験装置等の活用

町は、防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努める。

### 【関係資料】

〈資料編 5－3 気象庁震度階級〉

## 第8節 住民、事業所等による防災活動推進計画

地震災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

### 1 災害時の役割分担

#### (1) 住民の役割（自助）

「自らの命は自らが守る」といった考え方にに基づき、住民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。

#### (2) 地域の役割（共助）

地域連携による防災活動をいい、住民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。

#### (3) 行政の役割（公助）

行政が実施責任者となる防災対策で、災害に強いまちづくりを実現する活動をいう。

### 2 住民の果たすべき役割

住民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から地震発生後にいたるまで、可能な防災対策を着実に実施するよう努める。

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平常時から実施する事項  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震に関する知識の吸収（発生メカニズム、「震度」と「マグニチュード」の違い、余震への対応等）</li> <li>○緊急地震速報の特性や限界についての理解</li> <li>○家庭における防災の話し合い</li> <li>○避難所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認</li> <li>○電源の確保（耐震自動消火装置付石油ストーブ、ガス器具等の導入）</li> <li>○住宅の耐震性の確認</li> <li>○ブロック塀等の点検補修</li> <li>○家具の補強等</li> <li>○家具その他落下倒壊危険物の対策</li> <li>○飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（3日間備蓄の励行）</li> <li>○非常持ち出し物資の準備、点検</li> <li>○ペット動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</li> <li>○地域等の防災訓練への参加による地震災害時の行動力の向上</li> </ul> |
| 地震発生時に実施する事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○正確な情報把握</li> <li>○予防措置</li> <li>○適切な避難</li> <li>○自動車運転の自粛</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|                  |                                                                                                                                                      |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震発生後に実施が必要となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○出火防止及び初期消火</li> <li>○近隣の人々と協力して行う救助活動(負傷者の応急手当及び軽傷者の救護)</li> <li>○秩序ある避難生活</li> <li>○自力による生活手段の確保</li> </ul> |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3 自主防災組織の活動

#### (1) 組織の育成

平成 24 年 4 月 1 日現在の本町における自主防災組織の組織率は 100%（平成 25 年度消防防災・震災対策現況調査、総務省消防庁）であり、町は、今後も自主防災リーダーの育成や防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努め、自主防災組織の育成と活動の活性化を図る。

#### (2) 活動内容

自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って、次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとし、活動内容は地区の実情にあわせ、各組織で決定する。

#### ■自主防災組織の活動例

| 平常時の活動                                                                                                                                                                                                            | 災害時の応急活動                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○防火知識の普及</li> <li>○火気使用設備器具等の点検</li> <li>○防災に必要な物資（防災資機材、非常食、医薬品等等）の備蓄</li> <li>○防災訓練の実施</li> <li>○地域における危険箇所の把握と周知</li> <li>○地域の要配慮者の把握</li> <li>○情報収集・伝達体制の確認</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の収集及び伝達</li> <li>○出火防止及び初期消火活動</li> <li>○地域住民の安否確認</li> <li>○避難行動要支援者をはじめとする住民の避難・誘導</li> <li>○被災者の救護・救出、その他の救助</li> <li>○給食及び給水の実施及び協力</li> <li>○避難所の運営に関する協力</li> </ul> |

#### (3) 防災資機材の整備

町は、自主防災組織等が地震災害時に負傷者を一時的に収容及び保護するための応急的な措置に必要なバール、ノコギリ、スコップ、斧、ジャッキ、発動発電機等の資機材とこれらを収納する倉庫等の設備を図る。

#### (4) 地区防災計画の策定

ア 自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、町の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努めるとともに、個々の住民への計画等の周知徹底を図る。

イ 地区防災計画の作成にあたっては、女性の意見も取り入れる。

ウ 町防災会議は、地区居住者等から地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

エ 必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。



#### 4 災害時救援ボランティア活動の環境整備

町は、県と連携し、地震災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの確立等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立する。

##### (1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

町は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

##### (2) ボランティアネットワークづくり

町は、災害時の被災地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体、日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議を設置し、情報交換等を行う連絡体制（ネットワーク）を確立する。

また、他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行うことができるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築する。

##### (3) 専門領域におけるボランティア登録制度を創設

町は、通信や建物危険度判定等の専門分野においてボランティア登録制度を創設し、災害時の連携体制を確立する。

##### (4) 災害時ボランティアコーディネーターの養成

町は、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成に努める。

#### 5 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するとともに、事業継続計画（BCP）を策定するなどの防災活動の推進に努める。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

##### (1) 事業所等の防火管理者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の地震災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。このため、自主的な自衛防災組織を作り、概ね次の自主防災活動をそれぞれの事業所等の実情に応じて行う。

ア 従業員等の防災教育

イ 情報の収集、伝達体制の確立

ウ 火災その他災害予防対策

エ 避難体制の確立

オ 防災訓練の実施

カ 応急救護等

キ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

ク 帰宅困難者対策

- (2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。
- (3) 事業所は、町が行う災害対応について協力や応援が可能な場合は、あらかじめ町と協定を締結するなど、平時から町との連携に努める。  
また、町は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行う。
- (4) 町は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

## 第9節 防災コミュニティの育成強化に関する計画

地震災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、「自助」、「近助」、「共助」が非常に重要な役割を担っており、発災時にこれらの機能が十分に発揮されるよう、日頃から地域での助け合いの体制づくりや絆づくりに取り組む必要がある。

具体的な計画については、第1部一般災害対策計画・第2編災害予防計画・第11節「防災コミュニティの育成強化に関する計画」に準ずる。

## 第10節 要配慮者安全確保計画

地震発生時において、要配慮者や避難行動要支援者の被害を未然に防止するため、町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等の関係機関は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行う。

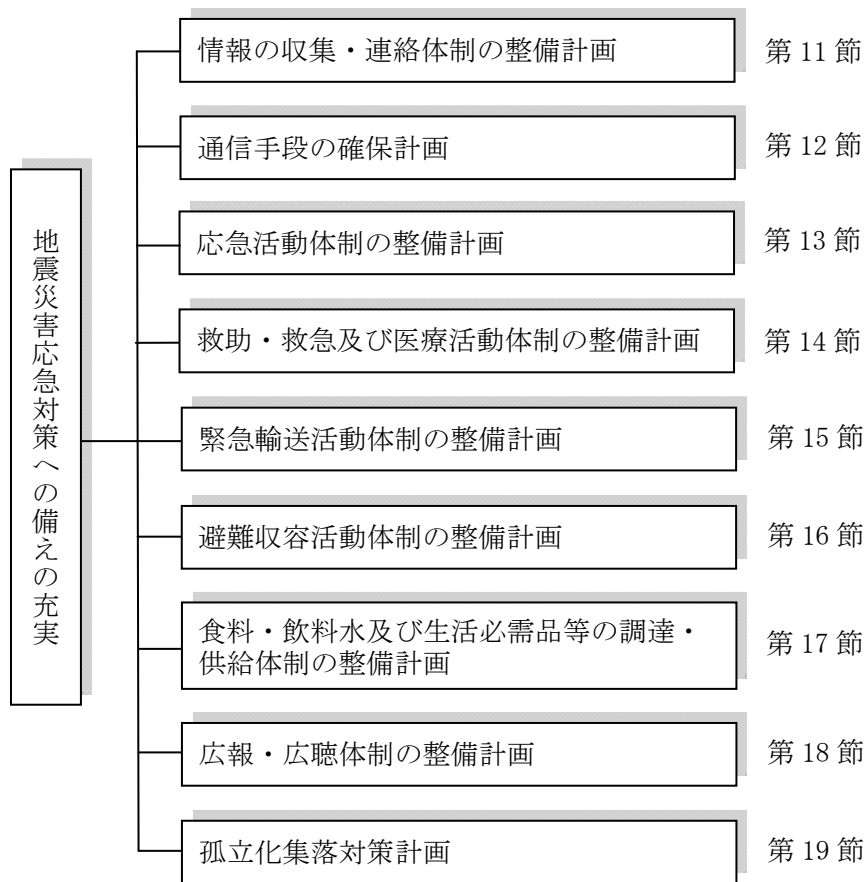
具体的な計画については、第1部一般災害対策計画・第2編災害予防計画・第12節「要配慮者安全確保計画」に準ずる。

なお、要配慮者利用施設の耐震性の強化には特に留意する。

### 第3章 地震災害応急対策への備えの充実

大規模地震に際して、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するためには、事前対策を十分に講じておく必要があり、情報収集・連絡体制や通信手段の確保、医療・緊急輸送体制、避難収容体制、食料・物資の調達等の活動体制の整備を図る。

また、大規模地震により孤立が予想される集落について、その対策を講じておく。



## 第11節 情報の収集・連絡体制の整備計画

情報収集及びその伝達は、その後の地震災害応急対策の規模や内容を左右するものであることから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

### 1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町は、地震災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、情報収集・連絡体制の明確化に努める。

### 2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

町は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備する。

### 3 多様な情報の収集体制の整備

町は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに、ヘリコプターテレビシステム、インターネット等による情報収集体制を整備する。

### 4 メール配信サービスの拡充

町は、地震・火災情報や気象情報（注意報・警報）等を円滑に住民に提供するため、「東吾妻町メール配信サービス」を実施しており、本サービスの利用を住民に促し、サービス利用者の拡充を図る。

### 5 緊急地震速報の伝達

町は、消防庁又は県より緊急地震速報の伝達を受けた場合に、速やかに住民等に伝達するため、防災行政無線等の整備拡充や伝達体制の整備を図る。

## 第12節 通信手段の確保計画

地震災害時の情報収集・応急対策活動の実施には、通信の確保が不可欠である。

このため、町及び防災関係機関は、地震災害時の通信確保のため、耐震性の強化等による施設の被害軽減措置を講ずるとともに、常に施設被災を考慮し、通信施設、手段等の複数化を考慮しておく。

### 1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

- (1) 町及び防災関係機関は、大規模地震時における通信確保のため、防災行政無線の移動系無線機の整備拡充や通信施設の耐震性の強化等防災対策を推進する。
- (2) 町及び防災関係機関は、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の管理保全を徹底するとともに、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるように体制を強化する。

### 2 通信施設の複数化

町及び防災関係機関は、大規模地震等による施設被災を考慮し、サブセンターの設置や防災行政無線の複数化等代替え通信施設の整備に努める。

### 3 災害時優先電話の指定

町は、地震災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておく。

### 4 代替通信手段の確保・活用

町は、地震災害により防災行政無線、有線電話の途絶、混線等により通信が困難な場合に備え、次の代替え通信手段の確保・活用を図る。

- |       |          |          |
|-------|----------|----------|
| ・警察無線 | ・消防無線    | ・孤立防止用無線 |
| ・携帯電話 | ・インターネット |          |

### 5 通信の多ルート化

町は、災害時の通信を確保するため、通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線の接続を推進する。

### 6 通信訓練への参加

町及び防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際に実施されるものを含む。）への積極的な参加に努める。

#### 【関係資料】

〈資料編 2－5 東吾妻町防災行政無線局管理運用規則〉

＜資料編 6－1 東吾妻町防災行政無線局一覧表（固定系）＞

＜資料編 6－2 東吾妻町防災行政無線局一覧表（移動系）＞

## 第13節 応急活動体制の整備計画

地震発生時に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておく必要があるほか、平常時から関係機関との連携を強化し、地震災害時に相互に応援協力を行うことが重要である。

また、防災中枢機能の整備充実にも努める必要がある。

具体的な計画については、第1部一般災害対策計画・第2編災害予防計画・第15節「応急活動体制の整備計画」に準ずる。

## 第14節 救助・救急及び医療活動体制の整備計画

地震発生時には、家屋の倒壊や道路の破損、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。このような混乱した状況のもとで、住民の生命と安全を守るため、迅速な救助・救急、医療救護が要求される。

このため、町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救助・救急、救護に万全を期する。

具体的な計画については、第1部一般災害対策計画・第2編災害予防計画・第16節「救助・救急及び医療活動体制の整備計画」に準ずる。

## 第15節 緊急輸送活動体制の整備計画

大規模地震時において、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

### 1 輸送拠点の確保

町は、地震災害時の物資集配拠点施設をあらかじめ定めておくとともに、集配体制を整備する。

### 2 ヘリポートの確保

大規模地震時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、町及び消防本部は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、地震災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

### 3 緊急交通路の整備

- (1) 道路管理者は、緊急交通を確保するために、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良や災害防除及び橋梁の整備等を図る。
- (2) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の警戒が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておく。
- (3) (2) については、緊急輸送道路を優先して実施する。
- (4) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

### 4 消防活動の困難を解消するための道路整備

町は、住宅密集地等で道路が狭く、消防活動が困難である地域の拡幅改良等道路の整備を図る。

### 5 運送事業者等との連携

町は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど、体制の整備に努める。

#### 【関係資料】

〈資料編 9－1 東吾妻町ヘリコプター離着陸場〉

## 第16節 避難収容活動体制の整備計画

地震災害時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。

このため、町は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

具体的な計画については、第1部一般災害対策計画・第2編災害予防計画・第18節「避難収容活動体制の整備計画」に準ずるほか、町は、避難困難地区の解消、収容能力の増強等避難危険の解消、避難所の耐震化に努める。

## 第17節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備計画

住宅の被災等による食料及び生活物資等の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への食料や生活必需品等の迅速な供給が必要である。

このため、町は、発災直後から被災者に対して円滑に食料・飲料水及び生活必需品等の供給が行われるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を図る。

具体的な計画については、第1部一般災害対策計画・第2編災害予防計画・第19節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備計画」に準ずる。

## 第18節 広報・広聴体制の整備計画

町は、地震災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する必要がある。

また、町及びライフライン事業者その他防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に対応できるよう、広聴体制の整備を図る必要がある。

具体的な計画については、第1部一般災害対策計画・第2編災害予防計画・第20節「広報・広聴体制の整備計画」に準ずる。

## 第19節 孤立化集落対策

大規模地震により、道路や通信の途絶による孤立化が懸念される集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。このため、町は、孤立化のおそれのある集落を把握するとともに、孤立化の未然防止対策を講ずる。具体的な計画については、第1部一般災害対策計画・第2編災害予防計画・第21節「孤立化集落対策」に準ずる。

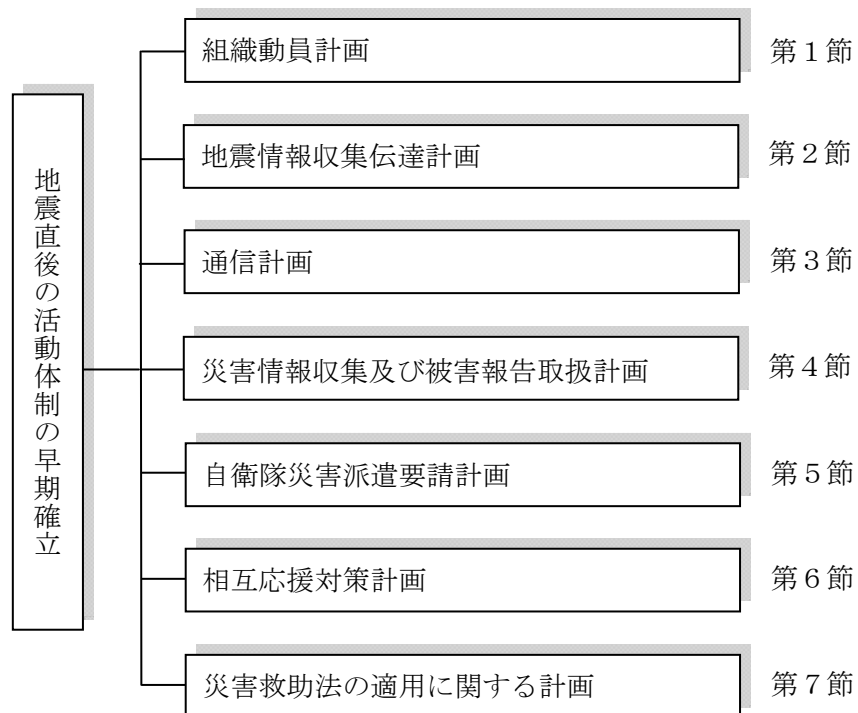


## 第3編 地震災害応急対策計画

### 第1章 地震直後の活動体制の早期確立

地震発生直後においては、的確な初動対応を行うことが極めて重要であり、災害応急活動体制を速やかに整える必要がある。

このため、災害対策本部の設置基準や職員の動員計画、地震情報の収集伝達計画等をあらかじめ定めておき、地震災害時において早期に初動体制を確立し、地震災害の拡大防止と被害の軽減を図る。



## 第 1 節 組織動員計画

地震発生時における円滑な初期体制の確立を図り、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、町災害対策本部等の組織及び職員の動員を次のように定める。

### 1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第 23 条の 2 の規定により、町長は災害対策本部を設置する。その組織及び編成は、第 1 部一般災害対策計画・第 3 編災害応急対策計画・第 1 節「組織計画」に準ずる。

#### (1) 地震発生初期の対策

災害対策本部長は、町の地域で震度 4 以上の地震が発生した場合には、直ちに被害状況の把握並びに地震に関する情報の収集を行う。なお、災害対策本部長が指揮を執れない時は、副本部長が代行する。

#### (2) 災害対策本部の設置基準

ア 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。

イ 震度にかかわらず、町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。

#### (3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は「東吾妻町役場内」に設置する。なお激甚災害等により、役場内に災害対策本部を設置できない場合には、「岩櫃ふれあいの郷施設内」に設置する。

#### (4) 災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、災害対策本部長（災害対策本部長が登庁していない場合には、先着上級幹部又は総務課長）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行う。

ア 登庁職員の把握と任務付与

イ 通信、報告、連絡手段の確保及び連絡（伝令）員の指名

ウ 被害実態の把握（情報収集）

(ア) 警察署からの収集

(イ) 消防署からの収集

(ウ) 報道関係機関からの収集

(エ) 県からの収集

(オ) 消防防災関係機関からの収集

(カ) 職員の実査による収集

エ 被害状況等の報告、連絡、応援要請

(ア) 県及び防災関係機関等への報告、連絡

(イ) 県、自衛隊、相互応援協定締結市町村等に対する応援要請

## (5) 標識の掲示

本部の標識を災害対策本部を設置する施設（役場内又は岩櫃ふれあいの郷施設内）の正面玄関及び本部室前に掲示する。

## (6) 災害対策本部の廃止基準

災害のおそれなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと災害対策本部長が認めるとき、災害対策本部を廃止する。

## (7) 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに県、消防機関、警察機関、報道機関、住民その他関係機関に対し、その旨を通知する。

## (8) 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第1節「組織計画」に準ずる。

また、事務分掌については、資料編2－3に示すとおりである。

## (9) 自衛隊連絡室の設置

町は、知事に対し、自衛隊の応援要請を要請したときは、自衛隊との情報交換を迅速、的確に行うとともに、自衛隊の活動等が適切に実施されるよう、必要に応じ災害対策本部内に自衛隊幹部が常駐する自衛隊連絡室を設置し、災害対策本部と自衛隊の連絡を強化する。

## 2 災害警戒本部の設置

## (1) 災害警戒本部の設置基準

震度5弱、震度5強の地震が発生し、被害が発生するおそれがあるとき。

## (2) 災害警戒本部体制

災害警戒本部長は、総務課長とし、地域政策課長、企画課長、農林課長、建設課長を構成員とし、必要に応じてその課員を招集する。

## 3 職員の配備体制

災害対策本部を設置した場合の配備体制は次のとおりとし、本部長が震度、被害状況等に応じ配備決定する。

## ■職員の参集・配備基準

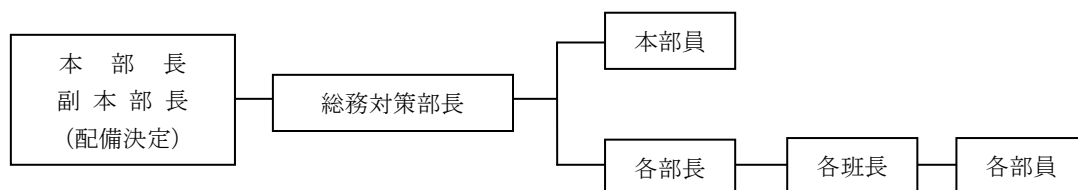
| 配備体制 | 状況                                                   | 配 備 体 制                                                          |
|------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 初期動員 | 警報、地震情報等が発令又は伝達され、地震災害が発生するおそれ認められるなど、警戒体制をとる必要があるとき | 本部設置前の警戒体制とし、情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限度の配備をする。<br>(原則として全職員の10%)      |
| 1号動員 | かなりの地震災害が発生し、または発生するおそれが認められるとき                      | 原則として本部設置の配備体制とし、各部の必要人員をもって、小規模災害に対処し得る体制とする。<br>(原則として全職員の25%) |

| 配備体制 | 状況                              | 配 備 体 制                                    |
|------|---------------------------------|--------------------------------------------|
| 2号動員 | 相当規模の被害が発生し、または発生するおそれが認められるとき  | 本部を設置し、中規模災害に対処し得る体制とする。<br>(原則として全職員の50%) |
| 3号動員 | 大規模な地震災害が発生し、または発生するおそれが認められるとき | 本部を設置し、大規模災害に対処し得る体制とする。<br>(全職員)          |

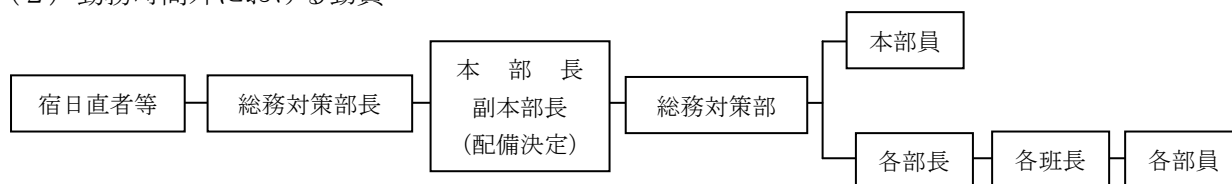
#### 4 動員指示の伝達系統

職員の動員は、本部長の配備決定に基づき、次の系統で伝達し動員する。

##### (1) 勤務時間中における動員



##### (2) 勤務時間外における動員



#### 5 動員の方法

動員を要する各部は、動員職員の動員順位及び連絡の方法について具体的に計画しておく。

##### (1) 動員の伝達

動員の伝達は、勤務時間内においては庁内放送、庁内電話等で伝達し、勤務時間外においては、防災行政無線、電話、メール等で伝達する。

|          |             |         |
|----------|-------------|---------|
| ア 震度4    | 初期動員 (10%)  | 該当職員が登庁 |
| イ 震度5弱   | 第1号動員 (20%) | 該当職員が登庁 |
| ウ 震度6弱以上 | 第3号動員 (全職員) | 全職員が登庁  |

##### (2) 登庁場所

動員の伝達を受けた職員は、東吾妻町役場に登庁する。ただし、所属長の指示があるときは、その指示に従う。

##### (3) 登庁の方法

登庁にあたっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段の他、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

##### (4) 登庁時の留意事項

登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部（総務班）に報告する。

(5) 登庁の免除等

ア 災害により、本人又は家族が怪我を負い、あるいは住居が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受ける。

イ 東吾妻町役場に登庁することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事する。

6 動員数

各班の職員数、及び配備体制の基準に応じた動員人数は、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第2節「動員計画」に準ずる。

7 職員の派遣

(1) 町長は、災害応急対策実施のため職員の派遣を求める必要があるときは、地方自治法第252条の17、もしくは災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき行うものとし、又は職員の派遣の斡旋を求める必要があるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づいて行う。

(2) 派遣職員の取扱いについては災害対策基本法、地方自治法、群馬県の給与に関する条例、その他法令の定めるところによる。

【関係資料】

〈資料編2-2 東吾妻町災害対策本部条例〉

〈資料編2-3 東吾妻町災害対策本部の事務分掌〉

## 第2節 地震情報収集伝達計画

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、関係機関は、地震の規模や被害の程度に応じ、情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

### 1 緊急地震速報（警報）

#### （1）緊急地震速報の発表等

ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域※）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

イ なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

ウ 前橋地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

エ 町は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。

※■緊急地震速報で用いる区域の名称

| 都道府県名 | 緊急地震速報で<br>用いる区域の名称 | 郡市町村名                                                                                                                         |
|-------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 群馬県   | 群馬県北部               | 沼田市、吾妻郡（中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町）、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）                                                                    |
|       | 群馬県南部               | 前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡（榛東村、吉岡町）、多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（下仁田町、南牧村、甘楽町）、佐波郡（玉村町）、邑楽郡（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町） |

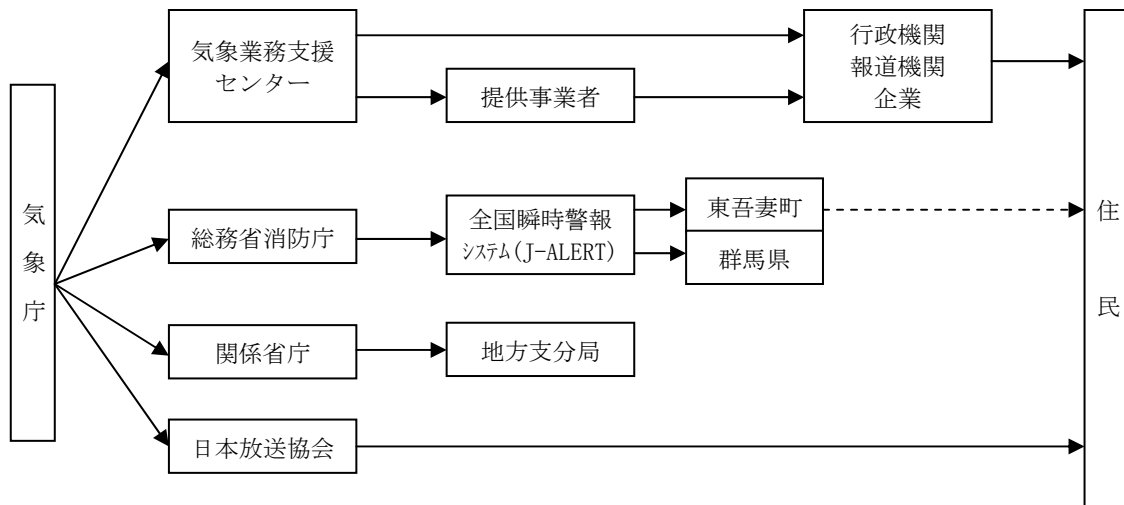
注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

#### （2）緊急地震速報の伝達

ア 気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。

イ 町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により緊急地震速報を受信することとし、受信した場合、被害軽減のため、防災無線等を通して住民に伝達する。

## 緊急地震速報の伝達系統



## (3) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

| 入手場所            | とるべき行動の具体例                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭              | <p>家庭での対応行動の指針がすべての場面での基本であり、家庭以外の学校や職場等で緊急地震速報を受信したときの行動についても、家庭での指針を基に自ら考えておくことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</li> <li>・あわてて外へ飛び出さない。</li> <li>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</li> <li>・扉を開けて避難路を確保する。</li> </ul> |
| 不特定多数の者が出入りする施設 | <p>施設の従業員等の指示に従うことを基本とする。なお、施設従業員等から明確な指示がない場合は、以下の対応行動の例を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で、頭を保護し、揺れに備えて身構える。</li> <li>・あわてて出口・階段などに殺到しない。</li> <li>・吊り下がっている照明などの下からは退避する。</li> </ul>                                                                      |
| 屋外              | <p>【街にいるとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</li> <li>・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</li> <li>・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</li> </ul> <p>【山やがけ付近にいるとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落石やがけ崩れに注意する。</li> </ul>         |

| 入手場所    | とるべき行動の具体例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乗り物で移動中 | <p>【自動車運転中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</li> <li>・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して左側に停止させる。</li> </ul> <p>【鉄道・バスに乗車中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つり革、手すりなどにしっかりつかまる。</li> </ul> <p>【エレベーター利用中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄りの階で停止させ、速やかにエレベーターから降りる。</li> </ul> |

出典：気象庁

#### （４）緊急地震速報を活かすために

緊急地震速報が運用されても、地震への備えができていなければ身の安全を守ることができない。緊急地震速報を活かすためには、以下のような点をあらためて徹底することが不可欠である。

- ア 住宅・建造物の耐震化
- イ 家具・什器などの転倒・移動防止
- ウ 備品の落下防止
- エ ガラスなどの飛散防止
- オ 地震時に身を守るための行動や方法
- カ 安全な場所の確認
- キ 防災訓練の実施

## ２ 地震に関する情報の収集

町は、前橋地方気象台又は気象庁庁本より発表される次の地震に関する情報を把握し、必要な措置をとる。

### ■地震に関する情報の種類と内容

| 地震情報の種類  | 発表基準                               | 内容                                                                          |
|----------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 震度速報     | ・震度３以上                             | 地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報                         |
| 震源に関する情報 | ・震度３以上<br>(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない) | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表<br>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加 |



| 地震情報の種類     | 発表基準                                                                                      | 内容                                                                                          |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合<br>・震度3以上<br>・津波警報又は注意報発表時<br>・若干の海面変動が予想される場合<br>・緊急地震速報（警報）を発表した場合       | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表 |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度1以上                                                                                    | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 |
| 遠地地震に関する情報  | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等<br>・マグニチュード7.0以上<br>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表<br>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表                        |
| その他の情報      | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など                                                            | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表                                            |
| 推計震度分布図     | ・震度5弱以上                                                                                   | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表                                             |

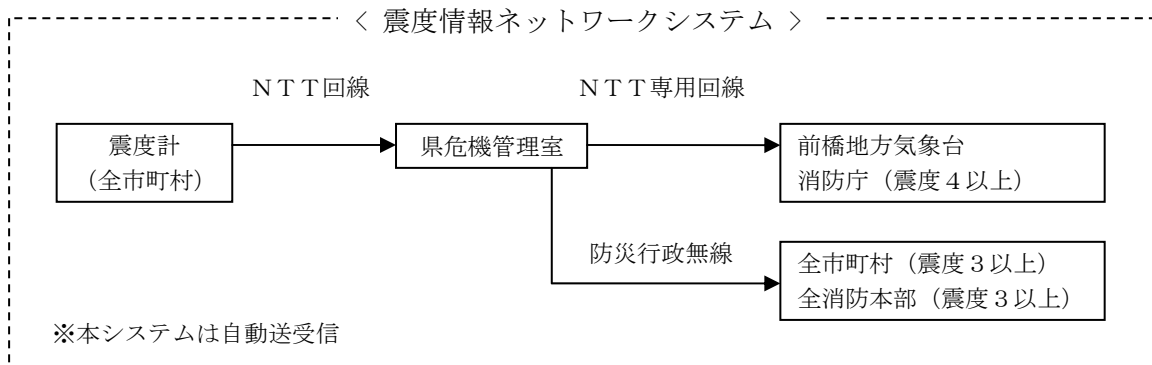
出典：気象庁

### 3 地震情報の受理

県及び前橋地方気象台が発表する地震情報等は次のとおりである。

#### （1）震度情報ネットワークシステムによる震度情報の受理

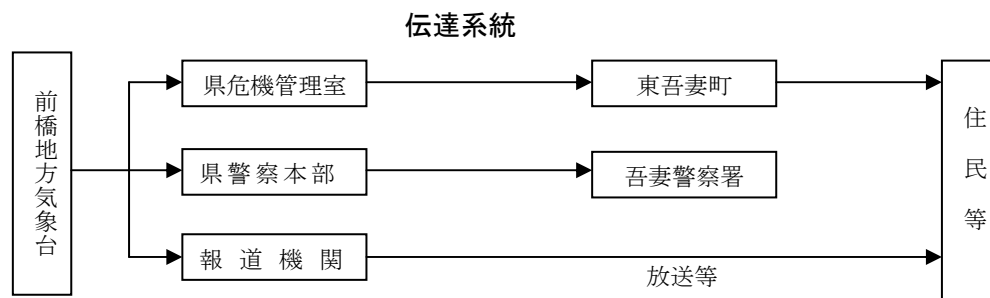
県（危機管理室）は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村（70地点）すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに全市町村及び関係機関に伝達する。震度3以上の地震が発生した場合は、町はこれを自動受信できる。



## （２）防災情報提供システム等による地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を気象庁の「防災情報提供システム（専用線）」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達する。

さらに、補助伝達手段としての「防災情報提供システム（インターネット）」により県（危機管理室）、市町村その他の機関に伝達し、町は受理した情報を必要に応じて住民に伝達する。



## ４ 地震情報等の伝達

### （１）伝達体制

町は、地震情報の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、伝達体制を平常時から整備する。

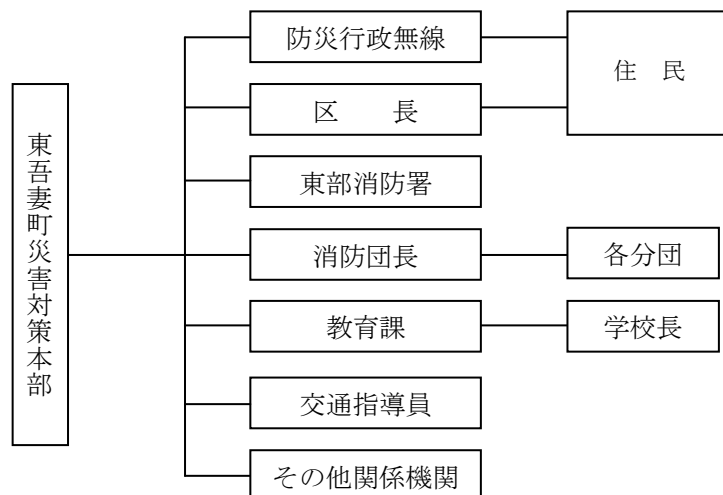
#### ア 地震情報の伝達責任者

（ア）勤務時間中：総務課長

（イ）勤務時間外：宿日直者

宿日直者は、地震に関する情報等を受領したときは、町長及び関係課長に直ちに連絡する。

#### イ 伝達系統図



### （２）その他の措置

町長は、県から地震情報の伝達を受けたとき、又はテレビ、ラジオ放送等により地震情報が発せられていることを知ったときは、次の対策を速やかに実施する。

ア 関係機関と緊密に連絡をとるほか、テレビ、ラジオ放送には特に注意し適切な地震情報の把握に努め、その対策に万全を期する。

- イ 地震情報を住民及び関係者に徹底するにあたり、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についても警告する。
- ウ 地震情報を住民及び関係者に周知するにあたっては、防災行政無線、広報車、使途等の方法により速やかに周知する。

### 第3節 通信計画

町は、地震発生時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

具体的な計画は、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第5節「通信計画」に準ずるほか、次による。

#### 1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

町は、地震発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

#### 2 緊急情報連絡用回線の設定

町は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

## 第4節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

町及び防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとし、地震発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

なお、町による災害情報の連絡は次による。

### 1 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

- (1) 「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定により、災害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から、直ちに吾妻行政県税事務所を経由して県危機管理室に報告する。
- (2) その際、吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

|     |                                           |                                                                                        |
|-----|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防庁 | 応急対策室<br>(平日 9:30 ~18:15)<br>地域衛星通信ネットワーク | 電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537<br>衛星 048-500-90-49013、<br>FAX 048-500-90-49033       |
|     | 夜間（宿直室）<br>(上記以外)<br>地域衛星通信ネットワーク         | 電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553<br>衛星 048-500-90-49101~49102、<br>FAX 048-500-90-49036 |

- (3) 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

- (4) 具体的な報告方法は次による。

なお、各様式については、「資料編 18-1 被害報告関係様式」を参照。

#### ア 災害概況即報

災害を覚知後 30 分以内に様式 1 「災害概況即報」により報告する。

#### イ 災害状況即報

災害概況即報の後、様式 2 「被害状況即報」及び様式 3 「被害状況即報続紙」により報告する。

報告の頻度は次による。

- (ア) 第 1 報は、被害状況を確認し次第報告。

- (イ) 第 2 報以降は、人的被害に変動がある場合は 1 時間ごとに報告。人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3 時間ごとに報告。

- (ウ) 災害発生から 24 時間経過後は、被害に変動がある場合に 6 時間ごとに報告。

#### ウ 災害確定報告

応急対策を終了した後、10 日以内に様式 4 「災害確定報告」及び様式 5 「災害確定報

告続紙」により報告する。

#### エ 記入要領

- (ア) 被害認定基準は、「資料編 18－1 被害認定基準（災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告）」による。
- (イ) 続紙（様式 3、様式 5）の「被害の区分」は、様式 2「被害状況即報」及び様式 4「被害確定報告」の区分欄による。
- (ウ) 続紙（様式 3、様式 5）の「被害発生地区」は、市町村内の行政区域による。
- (エ) 続紙（様式 3、様式 5）の「数（名称）」は、様式 2「被害状況即報」及び様式 4「災害確定報告」の区分欄に従い、次による。

- |                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| ・死者、行方不明、重傷、軽傷-----               | 人数        |
| ・住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水----- | 棟数、世帯数、人数 |
| ・非住家被害のうち公共建物、その他-----            | 名称        |
| ・その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水----- | 面積        |
| ・その他のうち文教施設、病院、清掃施設-----          | 名称        |
| ・その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通-- | 名称、場所     |
| ・その他のうち水道、電話、電気、ガス-----           | 名称・回線数    |
| ・その他のうちブロック塀等-----                | 箇所数       |
| ・火災のうち建物-----                     | 棟数        |
| ・火災のうち危険物その他-----                 | 名称        |

## 2 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない報告

町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関、その他関係機関に連絡する。

#### 【関係資料】

〈資料編 18－1 被害報告関係様式〉

## 第5節 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、県、町及び防災関係機関は、連携を密にして、自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるような確かな情報提供に努める。

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

## 第6節 相互応援対策計画

地震災害において、町は、県、他の市町村及びその他の機関と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ、円滑を図る。

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第9節「相互応援対策計画」に準ずる。

## 第7節 災害救助法の適用に関する計画

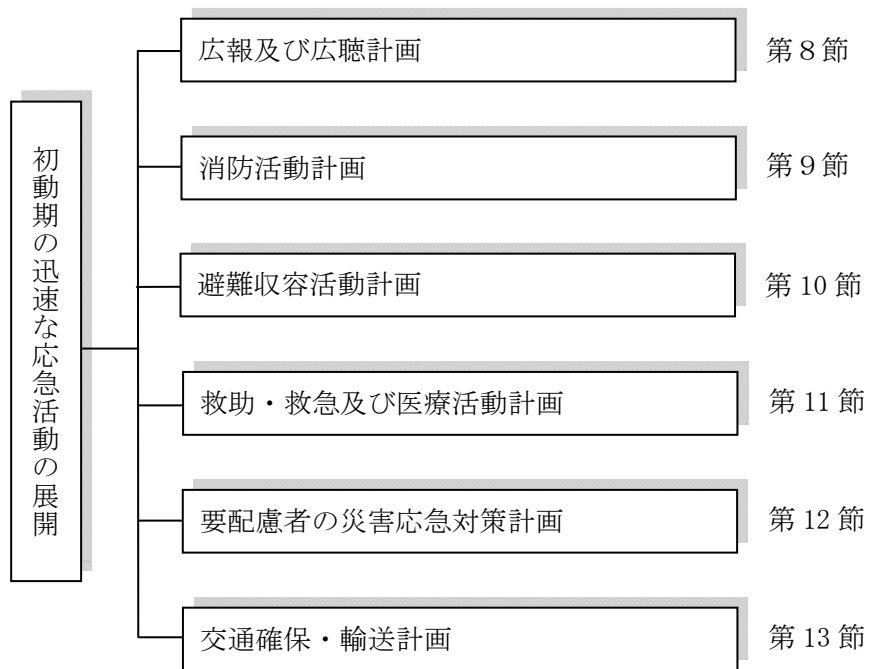
町長は、町内における地震災害の状況により、直ちに災害救助法による救助を実施すると判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行う。

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第10節「災害救助法の適用に関する計画」に準ずる。

## 第2章 初動期の迅速な応急活動の展開

迅速な初動体制の確立後は、町及び関係機関が一体となって、本格的に応急活動を開始し、人命救助や地震災害の拡大防止に努める必要がある。

このため、消防、避難収容、救助・救急、医療、交通・輸送等の初動期の応急活動を迅速・効果的に展開する。



## 第8節 広報及び広聴計画

地震に関する情報及び対策等の住民に対する広報は、本計画の定めるところとする。

### 1 広報活動

(1) 町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報する。

#### (2) 広報内容

広報すべき内容は、地震災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

##### ア 災害発生直後

- 発生した地震の震源・規模
- 被害状況
- 二次災害の危険性
- 余震の可能性
- 応急対策の実施状況
- 住民、関係団体等に対する協力要請
- 避難の勧告又は指示の内容
- 避難所の名称・所在地・対象地区
- 避難時の注意事項
- 受診可能な医療機関・救護所の所在地
- ライフラインの被害状況に関する情報
- 生活支援（食料、飲料水等の供給）に関する情報
- 民心安定のための情報
- 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- 道路の交通危険箇所、う回路等の道路情報
- 自主防災組織に対する活動実施要請
- 住民の安否

##### イ 生活再開時期

- 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- 相談窓口の設置に関する情報
- 被災者に対する援助及び助成措置（特別融資、緊急融資、税の減免等）に関する情報



## (3) 広報実施方法

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。

特に、被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努める。

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| ○テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む) | ○インターネット             |
| ○東吾妻町あづまケーブルテレビ       | ○新聞、チラシ、掲示版          |
| ○同報系無線(戸別受信機)         | ○携帯電話(メール配信サービスを含む。) |
| ○広報車及び消防車両            | ○ツイッター等のソーシャルメディア等   |

## (4) 情報提供機関の連携

町、県、ライフライン事業者等は、地震災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあう。また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力する。

## (5) 要配慮者への配慮

町、ライフライン事業者等は、地震災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮する。

## (6) 情報の入手が困難な者への配慮

町は、地震災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等地震災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

## 2 広聴活動

## (1) 相談窓口等の設置

町は、必要に応じ、地震発生直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行う。

## (2) 巡回相談の実施

町は、災害の状況により必要と認めたときは、巡回相談(公民館、避難所等)を実施する。

## (3) 安否情報の提供等

町長は、被災者の安否に関する情報について照会がある場合、回答する。

なお、安否情報の提供にあたっては、利用目的の限定を図るなど、個人情報保護条例等の法令を遵守し、被災者等のプライバシー保護に十分留意する。

## 3 報道機関に対する代表取材の要請

町は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請する。

## 第9節 消防活動計画

大規模地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、消防機関はもとより住民挙げて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は他の消防機関等と連携して、消火活動や延焼拡大防止措置を行う。

町及び消防機関における消火活動に関する計画は、次のとおりとするほか、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第12節「消防活動計画」に準ずる。

### 1 住民及び自主防災組織等による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。

### 2 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。

### 3 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努める。
- (2) 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求める。
- (3) 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（消防保安課）に要求する。
- (4) 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

## 第10節 避難収容活動計画

地震発生後に二次的に発生する延焼火災や危険物の漏えい、地すべり、がけ崩れ等の危険から住民の生命、身体の安全を確保するため、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に収容することは、被災者の精神的な安心にもつながるものである。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第1歩を用意する必要がある。

具体的な計画については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第14節「避難収容活動計画」に準ずるが、対策にあたっては、要配慮者や避難行動要支援者に対して十分に配慮する。

## 第11節 救助・救急及び医療活動計画

大規模地震発生時には、倒壊家屋等の下敷きや車両事故、道路の寸断による集落の孤立化など、救助・救急を要する事案や多数の負傷者が発生し、救助・救急や医療需要が膨大なものになることが予想される。

このため、町及び防災関係機関は、相互に連携して直ちに救助・救急し、迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、他の関係機関の協力を得て的確な対応を行う。

町における医療・救護に関する計画は、次のとおりとするほか、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第15節「救助・救急及び医療活動計画」に準ずる。

### 1 医療・救護活動

#### (1) 実施責任者

- ア 地震災害により、医療機能が停止又は混乱した場合における医療等は町長が実施する。
- イ 災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事の実施を待ついとまがないときは町長が実施する。

#### (2) 町内の医療機関による医療活動

町内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行う。

- ア 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- イ 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- ウ 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- エ 転送先の検討に当たっては、「群馬県広域災害・救急医療情報システム」を活用する。
- オ 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県（消防保安課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

なお、町長は、ドクターヘリコプターの緊急運航を要請する場合は、「群馬県ドクターヘリ運用マニュアル」に基づき要請する。

カ 吾妻保健医療圏の災害拠点病院である原町赤十字病院は、消防本部、吾妻郡医師会、基幹災害拠点病院、他の災害拠点病院、DMAT、行政等の各関係機関との連携を密に図り、医療救護体制の拠点を構築する。

## 2 救護所の設置及び救護班の派遣

### (1) 医療体制

町は、日本赤十字社群馬県支部現地対策本部の設置に協力するとともに、日本赤十字社群馬県支部、消防本部、医師会等と連携して応急医療活動を行う。

### (2) 救護所の設置

町は、医療機関が地震により破損した場合や多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地の適切な場所に救護所を設置する。

### (3) 救護班の派遣

町は、吾妻郡医師会、吾妻郡歯科医師会、吾妻薬剤師会に救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。

また、日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請する。

### (4) 救護所での活動

救護所では、次の医療活動を行う。

- 傷病者の応急手当
- 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 転送困難な患者に対する医療の実施
- 死亡の確認
- 緊急時の助産

## 3 後方医療活動

### (1) 医療施設の確保

町は、町内の救護病院の被災状況や稼働状況、収容ベッド数を速やかに把握し、救護所等から搬送される重傷病者の後方医療機関の体制を確保する。

町内の病院で対応できない場合は、町は県（医務課）に対し、重傷者を救急告示病院又は災害拠点病院に収容するよう要請する。

### (2) 医療施設への搬送

町は、救護所の医師の判断により、後方医療施設に収容する必要がある者が生じた場合、消防署に搬送を要請する。消防署で対応できない場合は、町は、ヘリコプターでの搬送を県、自衛隊に要請する。

## 【関係資料】

- ＜資料編 8－1 医療機関＞
- ＜資料編 8－2 薬局＞
- ＜資料編 8－3 トリアージタグ＞

## 第12節 要配慮者の災害応急対策計画

地震災害時には、要配慮者及び避難行動要支援者は、地震災害の認識や地震災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にあり、被害を受けやすい現状にある。

このため、町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て、迅速かつ適切に避難行動要支援者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

特に、要配慮者利用施設の管理者は、入（通）所者の安全等を確保するため、施設における災害応急対策を積極的に講ずる必要があり、次の措置を講ずる。

また、その他の具体的な対策については、第1部一般災害対策計画第・3編災害応急対策計画・第16節「要配慮者の災害応急対策計画」に準ずる。

### 1 要配慮者利用施設等における地震災害時の措置

要配慮者利用施設の管理者は、入（通）所者の安全確保を最優先として次の措置を行う。

#### （1）出火防止、初期消火

- ア 防火担当者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行う。
- イ 火災が発生した場合は、初期消火に努める。

#### （2）情報収集活動

要配慮者利用施設の管理者は、関係機関から地震情報を収集し職員に周知するとともに、その後に発表される地震情報にも十分注意を払う。

#### （3）避難誘導活動

- ア 要配慮者利用施設の管理者は、必要に応じ、避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導態勢を整える。
- イ 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- ウ 入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- エ 避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努める。

#### （4）施設防災ボランティアへの協力依頼

要配慮者利用施設の管理者は、職員のみでは応急活動等を実施することが困難と判断した場合は、ボランティアを募集し協力活動を得る。

【関係資料】

〈資料編 7－1 避難場所・避難施設一覧〉

〈資料編 7－2 要配慮者施設〉

## 第13節 交通確保・輸送計画

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施するほか、道路の応急復旧や代替交通の確保等の措置を講ずる。

また、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、輸送の優先順位や輸送手段の確保、緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送体制を確保する。

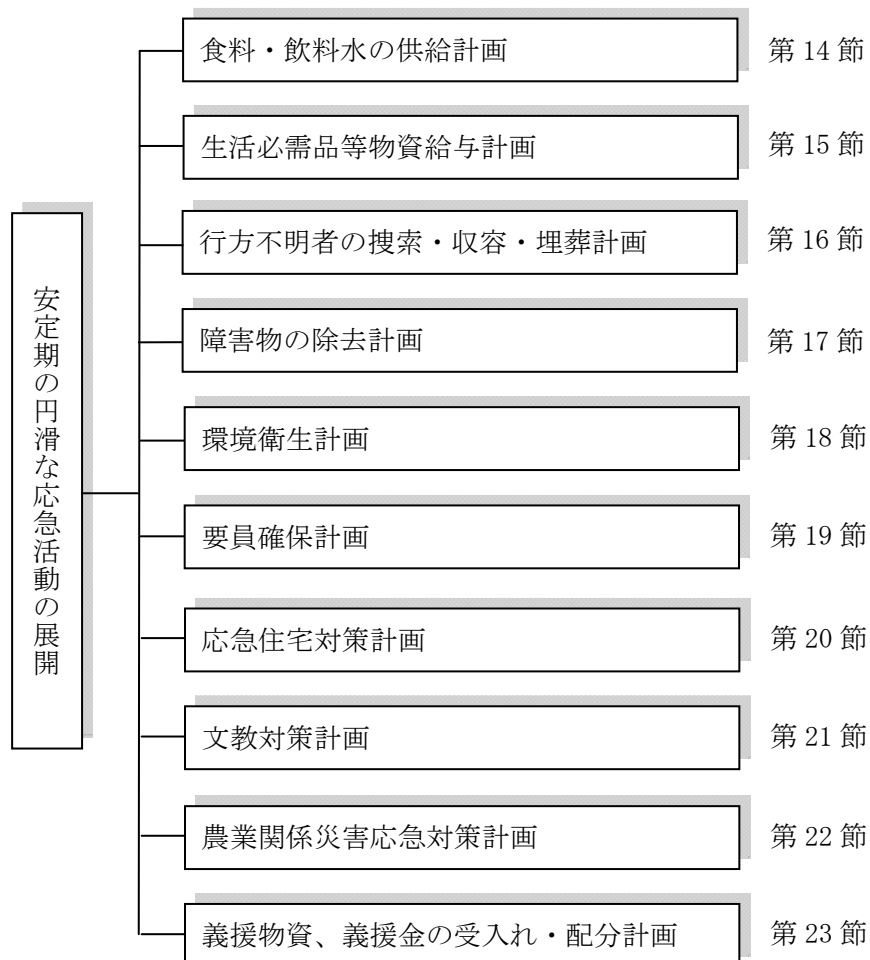
具体的な対策については、第 1 部一般災害対策計画・第 3 編災害応急対策計画・第 17 節「交通確保・輸送計画」に準ずる。

## 第3章 安定期の円滑な応急活動の展開

地震災害時の混乱が少なくなった安定期においては、避難生活における人心の安定や避難所の生活環境対策等が求められる。

また、引き続き行方不明者の捜索を行うとともに、住宅再建や障害物除去等復旧に向けた活動も開始する必要がある。

このため、ボランティアの効果的な活用等により、これらの応急活動を展開し、被災者の生活支援と復旧に向けた取組みを進める。



## 第14節 食料・飲料水の供給計画

町は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う。

具体的な活動については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第18節「食料・飲料水の供給計画」に準ずる。

## 第15節 生活必需品等物資給与計画

町は、被災者に対し、被服、寝具、その他生活必需品を調達し、給与を実施する。供給にあたっては、特に要配慮者に配慮し優先的に行う。

具体的な活動については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第19節「生活必需品等物資給与計画」に準ずる。

## 第16節 行方不明者の搜索・収容・埋葬計画

大規模地震発生時には多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、処置、埋火葬等を的確に実施する。

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第20節「行方不明者の搜索・収容・埋葬計画」に準ずる。

## 第17節 障害物の除去計画

地震により、土石、竹木等が住家やその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合に、被災者の保護や地震災害の拡大防止、交通の確保等のため障害物を除去する。

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第21節「障害物の除去計画」に準ずる。



## 第18節 環境衛生計画

地震災害時においては、水道の断水や家屋の浸水等による生活環境の悪化、被災者の体力低下等により、感染症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症の蔓延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第22節「環境衛生計画」に準ずる。

## 第19節 要員確保計画

地震災害時の応急対策に必要なときは、労務者等を確保し、災害対策の円滑な推進を図る。

また、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関等だけでは十分に対応できないことが予想されることから、各種ボランティア団体の活用を図る。

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第23節「要員確保計画」に準ずる。

## 第20節 応急住宅対策計画

町は、地震により家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設や応急修理等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、応急仮設住宅の供給と合わせて、災害時における被災者用の住居として、公営住宅や民間賃貸住宅等の空き家の活用を検討するなど、供給体制を整備する。

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第24節「応急住宅対策計画」に準ずる。

## 第21節 文教対策計画

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講ずる。

また、文化財としての価値を損なわないよう、文化財施設の保全対策を講ずる。

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第25節「文教対策計画」に準ずるほか、地震情報の把握及び学校施設の安全点検等については、次による。

### 1 地震情報の把握

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、大規模地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や余震の可能性等の情報の把握に努める。

### 2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検する。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行う。

## 第22節 農業関係災害応急対策計画

地震災害による農作物等の被害や家畜の避難、防疫及び診療等に関しては、県、JA等関係団体等と緊密な連携の下に応急対策に努める。

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第26節「農業関係災害応急対策計画」に準ずる。

## 第23節 義援物資、義援金の受入れ・配分計画

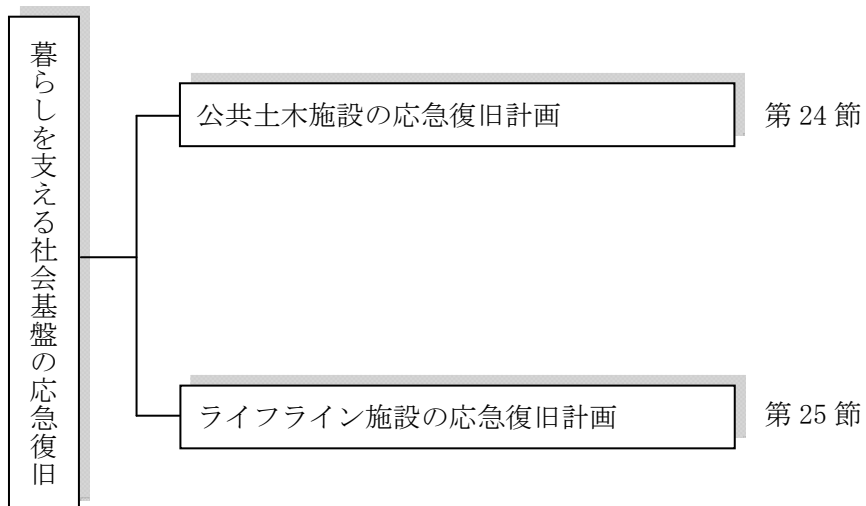
大規模地震による被災者に対し、全国から寄せられる義援金品について、その受入れ体制並びに配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第27節「義援物資、義援金の受入れ・配分計画」に準ずる。

## 第4章 暮らしを支える社会基盤の応急復旧

公共土木施設や電力、ガス、水道、電気通信等のライフラインは、地震災害により被害を受けた場合、社会生活に大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となる。

このため、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧・機能回復を図る。



## 第24節 公共土木施設の応急復旧計画

地震災害による二次災害を防止するためにも、道路、橋梁、堤防等の公共土木施設等の応急復旧を迅速に行う必要がある。

町は、関係業界団体等と連携し、被災した公共土木施設等の緊急点検を行うとともに、速やかに応急復旧を行う。

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第28節「公共土木施設の応急復旧計画」に準ずる。

## 第25節 ライフライン施設の応急復旧計画

電力施設、ガス施設、水道施設、電気通信施設等のライフライン施設は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める必要がある。

ライフライン施設の応急復旧計画は、次のとおりとするほか、第1部一般災害対策計画・第3編災害応急対策計画・第29節「ライフライン施設の応急復旧計画」に準ずる。

### 1 電力施設

#### (1) 応急復旧措置

東京電力(株)及び県(発電課)は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行う。

#### (2) 広報活動

ア 東京電力(株)は、災害時における住民の不安解消、事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項について周知する。

- 垂れ下がり電線による感電防止
- 浸水家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意
- 電力施設の被害状況
- 復旧の見込み

イ 東京電力(株)は、被害、事故の状況により、各防災関係機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

### 2 ガス施設

#### (1) 応急復旧措置

ア ガス事業者は、ガス事業法第30条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」、その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察機関、消防機

関と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

イ ガス事業者は、二次災害の発生するおそれがある場合は、町と協力して住民に避難措置を行う。

ウ ガス事業者は、重要施設や被害軽微地区の復旧優先を考慮した効率的な復旧計画を立て、復旧作業を実施する。

(2) 広報活動

ガス事業者は、住民に対し次の事項について広報を行う。

ア 災害発生直後

テレビ、ラジオ、広報車等を通して、災害発生後の二次災害防止のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めるよう周知する。

イ ガス供給停止時

ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について周知する。

### 3 水道施設

(1) 応急復旧措置

町は、被災した浄水設備、配水管、下水道管渠、浄化センター等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

(2) 広報活動

町は、断水の状況、応急給水に関する情報、復旧の見通し等について、住民に対し広報を実施し、住民の給水や生活排水に関する不安解消に努める。

### 4 電気通信施設

(1) 応急復旧措置

東日本電信電話(株)群馬支店は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

(2) 広報活動

東日本電信電話(株)群馬支店は、電気通信サービスに支障を来した場合、又は利用の制限を行った場合は次の事項について周知する。

- 電気通信の途絶・輻そうの状況
- 復旧の見通し
- 「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板」の利用案内
- その他必要な事項



## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第5編災害復旧・復興計画・第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。

### 第2節 原状復旧

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第5編災害復旧・復興計画・第2節「現状復旧」に準ずる。

### 第3節 計画的復興の推進

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第5編災害復旧・復興計画・第3節「計画的復興の推進」に準ずる。

### 第4節 被災者等の生活再建の支援

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第5編災害復旧・復興計画・第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。

### 第5節 被災中小企業等の復興の支援

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第5編災害復旧・復興計画・第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。

### 第6節 公共施設の復旧

具体的な対策については、第1部一般災害対策計画・第5編災害復旧・復興計画・第6節「公共施設の復旧」に準ずる。

## 第 7 節 激甚災害法の適用

具体的な対策については、第 1 部一般災害対策計画・第 5 編災害復旧・復興計画・第 7 節「激甚災害法の適用」に準ずる。

## 第 8 節 復旧資金の確保

具体的な対策については、第 1 部一般災害対策計画・第 5 編災害復旧・復興計画・第 8 節「復旧資金の確保」に準ずる。